

令和8年第2回滝川市議会定例会（第7日目）

令和 8年 6月18日（木）

午前 9時54分 開 議

午後 3時14分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（16名）

1 番	寄 谷 猛 男 君	2 番	柴 田 文 男 君
3 番	山 本 正 信 君	4 番	藤 田 哲 也 君
5 番	荻 野 仁 史 君	6 番	荒 木 文 一 君
7 番	好 川 章 君	8 番	福 井 雅 章 君
9 番	高 橋 江海子 君	10 番	木 下 八重子 君
11 番	堀 重 雄 君	12 番	三 上 裕 久 君
13 番	関 藤 龍 也 君	14 番	田 村 勇 君
15 番	山 口 清 悦 君	16 番	安 樂 良 幸 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	中 島 純 一 君
教 育 長	田 中 嘉 樹 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	深 村 栄 司 君	総 務 部 長	稲 井 健 二 君
総 務 部 次 長	小 畑 力 也 君	総 務 部 次 長	岡 崎 卓 哉 君
市 民 生 活 部 長	横 山 浩 丈 君	福 祉 部 長	鎌 田 清 孝 君
健康こども未来部長	景 由 隆 寛 君	産 業 振 興 部 長	加 地 幸 治 君
建 設 部 長	堀之内 孝 則 君	建 設 部 技 監	辻 本 一 浩 君
市立病院事務部長	柳 圭 史 君	市立病院事務部次長	金 子 和 史 君
教 育 部 長	諏 佐 孝 君	教 育 部 次 長	運 上 琢 諭 君
教育部指導参事	鎌 田 定 男 君	選挙管理委員会 事務局長	和 泉 譲 君
監 査 事 務 局 長	菊 田 健 二 君	総 務 課 長	須 藤 公 夫 君
企 画 課 長	高 嶋 秀 治 君	財 政 課 長	田 上 智 章 君

○本会議事務従事者

事務局 長 和田 英 昭 君
書 記 菊 地 翼 君

事務局 次 長 壽 崎 行 洋 君
書 記 小 島 亜 美 君

開議 午前 9時54分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、16名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において堀議員、三上議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、これより一般質問を行います。配付しておりますプリントの順に従って行っていただきます。質問は、一問一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくこととなっております。質問及び答弁については、要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらぬようご留意願います。

荻野議員の発言を許します。荻野議員。

○荻野議員 おはようございます。会派市民ネットワークの荻野でございます。議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

◎1、保健福祉行政

1、レスパイトケア事業について

1つ目の質問です。保健福祉行政よりレスパイトケア事業についてです。滝川ふれ愛の里内にて昨年より開始されましたレスパイトケア事業、開始して1年が経過しようとしておりますが、私の周りやお子様を持つお母様からのお声を聞くと、まだまだ周知不足は否めないと感じております。せっかく皆様でDIYもして、汗水流して造っていただいた施設ですので、滝川市の公式ラインやSNSを通して情報発信の強化等による利用促進の取組を強めていくことがさらに必要だと思われま。考えをお伺いいたします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 レスパイトケア事業についてですけれども、現在滝川市公式ホームページへの掲載、地域子育て支援センター利用者及び乳幼児健診の受診者等へのチラシの配布、そして公式ラインからは一体として運営しているふれ愛の里子育て支援センターから事業案内、予約、利用申込みができるようにさせていただいております。また、保健師とも連携をしております。保健師が健診の場等でリスクを察知した方を中心に対象となる方へ直接の周知活動を行っております。本事業の認知度向上と利用促進に取り組んでいるところでございます。ただ、今議員からご指摘ありましたけれども、議員の周りでもなかなか周知が進んでいない方がいらっしゃるということであれば、情報発信の手法にまだまだ課題があるのだというふうに考えます。今後さらなる認知度の向

上を目指すためにより多くの子育て世帯の目に情報が触れるよう既存の内容の工夫、改善を含めた様々な手法で定期的な情報発信に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長 長 荻野議員。

○荻野議員 1点再質問させていただきます。

お隣にB&Gが新しくオープンしたことによりレスパイトケア事業とB&G、B&Gにお子様を連れて遊びに行くときのお母様のための休息場所と考ええると、非常に親和性の高いことであるとも思われます。今後はうまく連携を取っていくことが鍵であり、必要不可欠と私は考えますが、既にお考えの施策はあるのかをお伺いいたします。

○議長 長 答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 B&Gあそりバ、非常に親子の場ということで大変盛況だというふうにお聞きしておりますし、親和性があるという観点もおっしゃるとおりだというふうに思います。今のレスパイトケアの事業の段階として、まず真に休息を必要としているお母さんに優先してサービスを提供したいというふうに考えてございます。ただ、議員からご指摘あったように、周知が行き届いていないがゆえに使われていないということであるならば、これはやっぱり周知徹底していきたいというふうに考えてございます。周知が行き届いた後にあまり使う必要がないというか、使われないということは決して悪いことではなくて、この施策の目的からいけば子育て世帯は健全だというあかしにもなるのかなというふうに思いますので、その段階になったときには発展的な利用の手法として議員ご指摘のような他施設との連携というようなことも視野に検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長 長 荻野議員。

◎2、産業振興行政

1、B&Gあそりバのオープンによる経済波及効果について

○荻野議員 では、続いての質問に入らせていただきます。産業振興行政よりB&Gあそりバオープンによる経済波及効果についてです。まだオープンして間もないですが、今後B&Gあそりバオープンに伴い、外客誘致による滝川市内への経済波及効果や市外の皆様への関係人口の創出に向け、広域的に目を向けた現段階での観光戦略はどのようなになっているのかをお伺いいたします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 B&Gあそりバのオープンに伴う広域的な観光戦略につきましては、既存の観光資源に加え、天候や季節に左右されることなく、子供の学びや体験機能を併せ持った施設が整備されたことにより市内外を問わず幅広い外客を誘致する魅力的な要素が新たに加わったものと捉えております。B&Gあそりバの通年開設により年間を通じた観光施策との連携効果が期待できるとともに、特にファミリー層や学校など新たな幅広い外客の増加が期待される利用者層をリバーサイドエリアのみならず市内を回遊させることは、地域経済の活性化に有効な手段ということで考えております。そのためには、まずは滝川の観光の魅力や情報を伝え、お越しいただくことが最優先と考えております。新たに幅広い外客を誘致するためにも年間を通して滝川の魅力ある観光資源につい

てインバウンドも含め、ターゲットに合わせた観光プロモーションを引き続き展開してまいりたいということで考えております。

○議長 長 荻野議員。

○荻野議員 では、続いての質問です。B & Gあそりバの近隣の施設、滝川ふれ愛の里やパークゴルフ場のほか、スカイパークなど市内のほかの観光施設を市内外のお客様に利用していただけるように回遊性をさらに高めていくための連携施策について、今のお考えをお伺いいたします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 現在の取組ということで、現在B & Gあそりバ周辺施設をはじめ、市内観光施設との回遊性の向上と地域経済への波及効果を高める取組の一つとして、たきかわ周遊スタンプラリーを行っております。こちらのほうが台紙という形になりますが、こちらのほうを各施設のほうでお配りをさせていただいております。今回B & Gあそりバオープニングセレモニーに併せて観光PRブースを設ける中でスタンプラリーの参加をご案内するとともに、一部賞品をファミリー層向けに改善を行ったほか、一年を通したイベント来訪者もスタンプラリーに取り込むことによるリピーターの獲得と既存観光施設との回遊性の向上によりイベント効果を一過性にとどめない双方向からの相乗効果を期待しております。また、新たに増加が見込まれるファミリー層を考慮したタイミングでのテレビやSNSなどの複数の媒体を活用した観光プロモーションを行うとともに、地域おこし協力隊による滝川市観光公式キャラクターグッズの製作、デジタルカード旅の証などの配布など既存観光資源の認知度アップも含めた取組を行っております。今後におきましては、より具体的な施設間との連携施策として、B & Gあそりバと近接する滝川ふれ愛の里との連携事業、先ほどレスパイトケア事業等々ありましたが、各施設の特性や利用者の属性に合った連携施策の検討、実施に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 長 荻野議員。

○荻野議員 1点再質問させていただきます。

滝川市の観光、飲食業を発展させるためにもB & Gを拠点に市内に滞在してもらい、飲食をしていただき、三楽街に出て、滝川市に宿泊していただく、このように滝川市で丸1日完結するようなパッケージを打ち出すと市外のお客様も利用しやすく、一定程度の需要も私は見込めるかと思われませんが、市内のホテルや飲食店、民間企業との連携は観光協会も含め今後どうお考えであるのかお伺いいたします。

○議長 長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 先ほどの答弁と重複するところもあるかと思いますが、まずは滝川の観光の新たなツール、アイテムとしての子育て支援、教育施設でもあるB & Gあそりバを知っていただき、体験をしていただく。そして、既存の観光資源でもある各種施設や特産品を含めた飲食も併せて体験をいただき、温泉も含め市内に宿泊をしてもらうことが理想と考えております。こちらは、荻野議員と同じ考えでございます。今後新たに来客が見込まれるファミリー層の取り込み策について、単体目的の往来ではなく、複合目的とした滝川観光を満喫していただけるよう新たに利用者層の特性やニーズに合った仕掛けを、先ほどありましたが、たきかわ観光協会をはじめ関連団体と情報交

換を図りながら、早期に実現ができるよう努めてまいりたいということで考えております。

○議長 長 荻野議員。

◎3、教育行政

1、B & G あそりバについて

○荻野議員 続きまして、質問をさせていただきます。教育行政です。B & G あそりバについてです。しつこくてごめんなさい。オープン以降の利用状況（特に小中学生）の利用割合及び反響について伺いいたします。

あわせて、市内の児童の利用促進のために送迎バスの運行事業も実施予定ですが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。教育部次長。

○教育部次長 B & G 海洋センター、通称B & G あそりバの施設の利用状況と児童送迎バス運行事業についてお答えいたします。

5月9日にオープンしたB & G あそりバは、STEAM教育による創造力や論理的思考力の育成、遊びやスポーツを通じた体力向上、そして環境教育の推進という3つの柱をコンセプトとした次世代を担う子供たちを育むための複合施設として整備いたしました。従来のカヌーなどの水上体験を提供する艇庫機能に加え、施設2階には新たな学びの拠点となるキッズラボを設置し、屋外には幼少期から身体活動を促すキッズパークを整備いたしました。利用の状況については、休日は市内外から多くの方にご利用いただいております。また、平日には学校の団体活動の受入れや未就学児を持つご家族、さらには地域で活動されている団体など幅広い層の方にご利用いただいております。今後の施設活用についても様々ご相談をいただいております。B & G あそりバの総利用人数は、開設後1か月で延べ1万人を超えております。なお、総利用人数に対する市内外の詳細な区分はありませんが、2階キッズラボの内訳では市内からの利用が約46パーセント、市外からの利用が約54パーセントとなっています。そのうち29パーセントは市内中学生以下の利用であり、休日だけでなく、平日でも学校終了後に施設内外で活動している姿が多く見受けられ、非常に高い利用割合となっております。また、利用者がSNSなどで施設を紹介していただいております。テレビや新聞といったメディアからの情報発信が効果を上げ、多くの方に訪れていただいております。なお、児童送迎バス運行事業については、オープン以降既に多くの方々に利用いただいております中で、特に休日におきましては大変混雑した状況にあります。そのため、児童送迎バスの運行によりまして入場制限などの混乱を来さないよう来館者の利用環境の確保と安定した施設運営に重点を置いた運行手法を改めて再検討しており、試験運行に向けた準備を現在進めている状況にあります。

○議長 長 荻野議員。

○荻野議員 続いての質問です。平日の昼間など比較的利用が落ち着く時間帯における未就学児や親世代、あくまでもお子様向けの施設ということは存じ上げておりますが、高齢者に向けた地域住民の皆様が利用できる多世代間での交流プログラムなどはお考えにあるのか伺いいたします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。教育部次長。

○教育部次長 平日における未就学児や親世代、高齢者層に向けた地域の多世代交流に関するプログラムに関してお答えいたします。

現状としては、想定していた小学生に加え、未就学児やそのご家族、さらに高齢者層の方々も既に施設をご利用いただいている状況にあります。先ほどの答弁と一部重複いたしますが、この施設は次世代を担う子供たちを育む場として整備をされており、まずは施設の安定した運営に重点を置いて実施をまいります。また、平日は市内外の学校による団体利用が多く、6月は既に17団体の予約がございます。新たなプログラムの導入については、現状の取組を進め、検証を行った上で今後の展開を検討してまいります。

○議 長 荻野議員。

○荻野議員 では、最後の質問をさせていただきます。デジタル機器のバージョンアップやアップデートなど、施設の維持管理に係る中長期的な経費の見込みと運営に係る財政的な持続可能性について市の考えをお伺いいたします。

○議 長 答弁を求めます。教育部次長。

○教育部次長 施設の維持管理に係る中長期的な経費の見込みと運営に係る財政的な持続可能性についてのご質問にお答えいたします。

施設の2階にあるキッズラボでは、デジタル工作で使用する3Dプリンターやデジタル体験で使用するリトルプラネットの機器、また各デジタルコンテンツに関連するパソコンなどのデジタル機器をそろえております。機器の更新につきましては、メーカーによって推奨される期間が大きく異なるため一概にはお答えできません。加えて、時代の変化に伴って学習の手法や内容が変わっていくことを考慮すると、今後の学習環境の変化に基づきながら導入する機器などの更新内容を検討していく必要があると考えております。また、財政的な視点においても活用可能な補助金などの財源確保に努め、持続可能な施設運営を目指してまいります。

○議 長 荻野議員。

○荻野議員 1点再質問させていただきます。

今後中長期的に見ても滝川市の一つの顔になるような観光施設だと私も期待しておりますが、メインは教育に関わる事業ですので、早期の人材育成やスタッフの確保が必要になると考えますが、この点についてはどうお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議 長 答弁を求めます。教育部次長。

○教育部次長 再質問いただきました、持続可能な施設の運営についてのことでございますけれども、スタッフの育成についてということですが、再質問いただいたスタッフの育成の部分でいいますと、スタッフが一貫とした対応を取れるよう施設の利用やルールに関する施設管理の研修のほか、デジタル機器の管理や施設の安全確保など内部の研修を行ってまいります。また、現在地域活性化起業人制度を活用して、民間企業より職員の派遣を受けております。これによりSTEAM教育の普及や学習プログラムの充実に取り組む民間視点のノウハウなどを学びながら、スタッフの育成や良質なプログラムの提供を目指して研修なども進めてまいります。

○荻野議員 終わります。

○議長 以上をもちまして荻野議員の質問を終了いたします。

関藤議員の発言を許します。関藤議員。

○関藤議員 おはようございます。市民ネットワークの関藤です。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

◎ 1、市民生活行政

1、街路灯電気料金について

2、空家等対策について

まず1番目、市民生活行政についてお尋ねいたします。1つ目として、街路灯電気料金についてお尋ねいたします。この質問につきましては、一昨年4定で質問させていただきました。そのときご答弁をいただきましたが、少し納得のいかない部分もございますので、改めて質問をさせていただきますと思います。

初めに、この街路灯の電気料金につきましては、ご承知のとおり2割が町内会負担、そして8割が自治体、市で負担していると。昨今では、町内会が解散しているところが多く聞こえております。また、町内会に加入しない個人の方々もおられる、世帯もあると聞いております。こういった意味において、電気料の市民負担に不公平感が生じているのではないかと思います。この点につきましては市はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長 質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 街路灯の電気料金についてのご質問をいただきました。町内会が設置している街路灯は、夜間の犯罪防止、それから通行の安全確保に寄与する地域の安心、安全に欠かせないものであると考えておりました。議員からご指摘ありましたとおり、電気料金の8割を市が負担し、残り2割を町内会に負担していただくという補助制度を行っております。ご指摘の公平性というのは、町内会内での払っている方、払っていない方、負担の公平性ということになるかと思いますが、これについてはそれぞれの地域の実情が異なりますことから、それぞれの考え方に基づいて対応していただくのが基本であるというふうに考えております。一般的には町内会費で対応しているものというふうに認識しておりますが、町内会費を幾らに設定するかも含めてそれぞれの地域ごとに考え方をお持ちであるというふうに思っております。また、町内会に加入しない世帯への対応につきましても、街路灯の電気料金や、それから町内会、冬の排雪に係る委託費について世帯割で負担を求めていると、町内会費ではなくて、その分をいただきたいというような町内会もあるというふうにお聞きをしております。いずれにいたしましても、市全体として一つのルールを決めて、一律の公平性を求める性質のものではないというふうに捉えておりました。まずは地域の中で話し合っていただき、地域の中で解決策を見いだしていただくということで考えてございます。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 今のご答弁では、その地域でもって責任を持ってやっていただくというのが原則だとお伺いしましたが、その地域というのが昨今町内会という自治会がうまく機能していないところが多く出てきている。そしてまた、この町内会という団体というのは、法的根拠は何もないわけです。

また、電気代、加入していない家庭に対して町内会が電気料金だけ徴収したいという具合に集めるということは、法的にもこれ問題があると弁護士の中でも言われている状況であります。そういった中において、法的根拠がない町内会という自治会にお任せするのではなく、やはり市が責任を持って進めていくという意味で、このような曖昧な状態の不公平感を解消するためにも、2番目の質問となりますが、街路灯の電気料金と維持管理費というのは市が全額負担し、管理していくのが私は望ましいと考えますが、お考えをお尋ねいたします。

○議 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 街路灯に係る費用については市で全額負担し、管理できないかというご質問ですが、現在は町内会が主体となって設置、管理を行い、市が電気料及び設置更新工事費等の一部を補助するという仕組みで設立当初から長年運用しているところでございます。街路灯の設置、管理につきましては、地域の実情を最もよく把握している町内会がそれぞれの場所に応じた必要な明るさ、それから設置場所を地域の合意の下で判断していただくということで、効果的な運用が可能になるという利点がございます。あわせて、町内会が自らの役割として取り組むことは、地域を自分たちで守るという意識の醸成につながっており、市が全面的に直接管理する方式へ移行した場合、こうした地域の主体性が弱まる懸念がございます。このように地域の力を生かしつつ市としても必要な支援を行うことで、持続可能な町内会運営を図っていただくという点から現行制度が適切というふうに考えてございます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 地域の主体性ということでご答弁いただきましたが、そういうことを言うのであれば、街路灯というのは当然その地域に住んでいる方がその地域の街路灯というのをよく目にしているわけですが、街路灯のお世話になっているのは市民の皆さん全体なのです。ですから、私たちどこどこに住んでいるからといって、夜になればいろいろ出歩けばほかの地域の街路灯にもお世話になるわけですが、これは市民全体で管理、つまり金銭的なことではなくて、修繕だとか、ここは暗いなだとか、そういったところを見て回るとするのは市民の役割かもしれませんが、そこに係る費用というのはやはり市が負担すべきではないかと思うのですが、前回のご答弁のことをちょっと持ち出して申し訳ないのですが、北海道内においては今滝川市が行っている状況と同じ状況がほとんどであって、約94パーセントの自治体がこの状況になっているというご答弁をいただいているのですが、残りの市についてはどういう対応をしているのかもしお分かりになれば、教えていただきたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 街路灯の管理、直接行っている市もありますけれども、どのように維持管理や電気代の徴収をしているかというご質問かと思えます。実は前回答弁した時点より比率が上がっておりまして、直近の調査ですけれども、道内35市のうち滝川市と同じ制度を運用しているのは32市になります。32市が街路灯の全てまたは一部を町内会が維持管理しているということでございます。では、残りの3市はということでございますけれども、この3つ、実は全て、10年少し前になります、環境省の補助制度を活用いたしまして、市内の全街路灯を一斉にLED化をしたまち

でございます。この補助のためにはリース方式によるというのが要件でございましたので、一旦それぞれの市では市の所有という形にした上で更新を行ったという経緯がございます。本来当初の予定では、リース期間満了後に街路灯を町内会へ無償譲渡いたしまして、維持管理を元の形に戻すという予定だったとお聞きをしておりますけれども、一度負担がなくなった状態で10年程度たった町内会ということで、改めてその段階で管理費用を捻出するということが困難というような声が寄せられたことから、このような形に移行したというのが3市というふうにお聞きしております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 他市については、そういった状況で進めているのだなということは分かりました。この街路灯の維持管理に関しては、この電気料金というものがなかなか公平という観点から見るとどうしても不公平感が拭い切れないわけです。

そういった意味で、この電気料金の財源として、3番目の質問となりますが、財源確保として市民サービスを目的としての条例を定めることにより財源の徴収が可能であるという認識を私は持っております。私は前はちょっと勉強不足で、目的税に加算できないかという質問をしたわけですが、それはふさわしくないということは私もその後勉強して理解いたしました。ただ、市民のサービスを目的として条例を定めることはできるという認識でおります。いろいろなところを調べてみましたら、そういうことも可能であるという書き方をされているところもございました。そういった意味で本市においてもそういった市民サービスという観点からこの電気料金を徴収して、市民への平等な負担割合ということができないかお尋ねいたします。

○議長 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 市民生活部は税務課を所掌しておりますので、条例による費用の徴収が市税によるというような前提でまず話をさせていただきたい。市民税を財源とするという前提で答弁をさせていただきますけれども、市民税の課税は法令によりまして厳格に定められております。上乗せ超過課税を行い、税率を改正するには、議員おっしゃられたとおり、条例を改正するということが必要になります。そして、条例改正による税率改正を検討するに当たりましては、市の財政状況、それからそれが市民へ与える影響、市民の皆様への十分な説明と理解、議会を通じた住民同意など様々な観点から慎重に判断する必要があります。現在市民税を超過課税している地方団体、北海道内にはございません。全国でも2つの自治体にとどまっております。本市が市民税の超過課税を導入し、増税に踏み切った場合、ほかの市町村との比較において市民の皆様から強い疑問や不満を招くこととなり、行政として十分な説明を果たした上で市民の理解を得るというのは極めて困難であるというふうに考えてございます。さらに、近隣地域の中で本市のみ税負担が重くなるということになりますと、居住地としての魅力、競争力を損ない、人口流出などのリスクを高める懸念もございます。依然として物価高騰が続く厳しい情勢下でもございます。安易に市民へ新しい税負担を求めることは困難であり、滝川市として導入の考えは持ち合わせてございません。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 今のご答弁では、当然市民理解が得られなければ進めていくことは困難である。確かにそのとおりだと私も思います。私が聞いた、条例を制定することで徴収することは一応可能であ

るという具合にまずは理解してよろしいですね。そういった中で、私もこの1年半市民の皆様方にいろいろ聞いております。事あるたびに聞いております。そういった中で、今現在滝川市の電気代につきましては一昨年から昨年の電気代を、前回お聞きしましたが、約2,700万円ほど自治体負担分と町内会負担分がかかっていると。自治体負担分は約2,000万円ちょっと、自治会負担分が、電気代、工事代入れてですが、約六百二十、三十万円ということでございます。これを仮に市民の皆さんにご負担、市民といっても3万5,000人全員に負担というわけにはいきませんので、私の提案としては市民税が課せられている方々、約1万9,000人ほどおられるようですが、そういった方々でご負担願えないかと考えたときに、月の負担金、町内会の負担金分だけ約620万円、これを負担してもらおうと思うと月約27円なのです。それが全体、約2,700万円かかっている。これ全体を市民税を課せられている方にお願ひしても月119円なのです。市民の皆様方にこの1年半、200円負担していただけないでしょうか。反対される方はほとんどおりません。200円負担していただくと、年間約四千五、六百万円集まるわけです。そうすると、電気代が全部出て、しかも2,000万円弱の剰余金も生まれる。そうすると、この剰余金でもって滝川の地域のそれぞれ、ここはまだ暗いよとか、そういったところにも増設もできる。そういったことも考えると、条例を制定して進めていくという価値はあるのではないかと思います。再度ご答弁をお願いいたします。

○議長 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 税負担の公平性の関係から再質問にお答えしたいと思います。

街路灯電気料金の約8割を滝川市から町内会に補助しております。その財源は、市民の皆様から納税いただいた税金から支出しております。その意味では、既に8割方市民が税を通じて公平に街路灯維持を間接的に負担していただいていることと言えます。また、街路灯電気料金の約2割を負担いただいています町内会負担で考えますと、多くの町内会では1世帯当たり幾らという会費徴収が主流であるというふうに認識をしております。一方、ご提案の市民税の超過課税は、個人単位での賦課となります。これを導入した場合、家族数が多い世帯ほど負担が重くなります。お一人世帯ですと1人分ですけれども、ご夫婦とお子さんとなつてなると3倍を負担するということとなります。現在の地域コミュニティにおける負担構造と整合が取れず、新たな不公平感のラインといえますか、そういうものが発生する可能性がございます。さらに、現行の市民税には一定以上の所得の方に対する非課税制度が設けられております。ご提案のように市民税の超過課税によって財源を賄う場合、非課税となる方はこの新たな維持費を負担しないということになります。街路灯の恩恵は全ての市民がひとしく受けるものであるにもかかわらず、負担する市民と負担しない市民に分かれてしまうということは一律に負担を求めるという観点から見ますと、またここに新しい大きな不公平を生じさせるのではないかと受け止められます。

以上、公平の視点は様々ございます。こういったことから一律の超過課税の導入には多くの論点と、それから課題があり、そういったことから導入は困難というふうに考えているところです。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 理解はいたしました。ただ、どうしても電気代についての徴収については、やはり不

公平感が若干残っている。これは、全国的なことなのです。ただ、表に出てこない。水面下では、やはりいろいろな自治体、町内会が町内会に入っていないところどうのこうのという問題を抱えております。ただ、市民には失礼かもしれませんが、僅かな金額で町内会費で払っている、直接電気代として払っているわけではないので、なかなかそれが表に出てこないという状況なのだろうなと思います。様々な観点からさらに今後についてご検討いただきたいなと思います。

それでは、続きまして大きな2番目の空き家対策についてお尋ねいたします。空き家対策につきましては、今までも多くの議員の方が質問されてきましたが、空き家に対しては待ったなしの課題でないだろうかと思いますので、改めて質問をさせていただきます。本市においての空き家対策としては、空き家の把握と管理の促進、また空き家の流通と利活用の促進など対策が講じられておりますが、具体的にどのような対策行動を取られているのかお尋ねいたします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 空き家等対策についてのご質問ですが、空き家の把握と適切な管理の促進、それから空き家等の流通、利活用の促進は、令和4年3月に策定をしました滝川市空き家等対策計画における基本方針となります。ちょっと長くなりますけれども、PRも含めてそれぞれ説明をさせていただきますと思いますが、空き家の把握に関しましては、まず市民から相談があった空き家等の現地確認、市が把握する空き家等の定期巡回により都度状態を把握することに加えまして、計画時にはなかった新たな取組といたしまして、市全域の実情を把握するため令和6年度に空き家等実態調査を実施いたしました。市内全体で961棟の空き家等と推測される建物及びその管理状況を把握いたしました。令和7年度、昨年度には実態調査で判明をいたしました空き家等の所有者に対し、管理状況や今後の使用の意向についてのアンケート調査を行い、課題の把握に取り組み、次の一手のための積み上げを着実に進めているところです。管理の促進に関しましては、把握した空き家について所有者が適切な管理を行うよう建物の現況、考えられるリスク、必要な管理内容を助言、指導しております。修繕や草刈り等対応があった空き家については一定の成果と捉えておりますが、対応がなされない空き家もございますので、今後も粘り強く所有者等への働きを継続してまいります。

空き家等の流通、利活用の促進に関しましては、住宅施策事業として今年度から新設されました中古住宅取得助成事業や制度の見直しを行いました住宅改修助成制度は、住宅の流通促進や優良ストック化による利活用の促進に対する後押しになるものというふうに認識をしております。また、先ほど申しました次の一手の一つでございますけれども、所有者へのアンケート調査で回答があった中から比較的状态のよい空き家を選別いたしまして、所有者の承諾を得た上で不動産事業者へ紹介をする流通促進に向けた取組を今年2月の滝川市空き家等対策協議会で提案をいたしまして、実施に向けて準備を進めているところです。所有者等と不動産事業者等の仲介を市が行うことで、所有者等が安心、積極的に利活用の検討をしていただけるものと考えております。今後も空き家等が増加し、生活環境や悪影響を及ぼすことが懸念されますが、これまでの取組を基に現状分析、課題の整理、空き家にしないための対策等を今年度策定をいたします次期滝川市空き家等対策計画の中で検証し、不動産事業者ほか民間事業者の協力を得ながら利活用対策を併せて検討してまいります。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 積極的な対策を取られているということは十分理解いたしました。ただ、私が懸念するのは、行政として取られている対策を上回る勢いで空き家が今後さらに増えてくるのではないかと懸念しております。そういった中で、今961棟を把握していると。その中で利活用できる、住居への転用が可能であるというところはどのぐらいの件数があるのか、もし把握しておればよろしいです。

利用可能な物件については、やはり不動産会社等と情報共有しながら、官民連携を持って推進していただきたいと思います。また、今日の朝目が覚めた瞬間のテレビのニュースで大阪市が特別な税を徴収するということで、空き家税というのを徴収するという条例を制定したそうで、そんなこともあるようですが、民間との連携というのを強めて、住居転用ということへ力を入れていただきたいと思います。その点はどうか。

○議長 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 空き家等の利活用対策でございます。現時点では先ほど申し上げた部分を取り進めているという段階でございますけれども、今年度、先ほど申しましたとおり、次期計画を策定いたします滝川市空き家等対策計画、これをどのような形に持っていくかということで検討を進めているところです。この中で民間事業者等の専門的ノウハウを積極的に活用していくことで利活用できるものは利活用をさらに推進し、見込めないものについては解体を促進するなど効果的な対策を図れないかと現在検討しておりますし、今後そのような形でまとめてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 長 関藤議員。

◎2、教育行政

1、江部乙小学校の統合後の活用について

○関藤議員 それでは、最後の質問に移らせていただきます。教育行政についてお尋ねいたします。先日の総務文教常任委員会で第一小学校についての建て替え整備計画というのがこのように示されました。これは、本当に素晴らしい内容で、進めていただきたいと思います。そしてまた、新しい学校、素晴らしい学校をつくっていただきたいと思います。それと同時にやはり統合されていく江部乙小学校につきましても今後について検討していただく必要があるのではないだろうかということで、江部乙小学校の統合後の活用についてでございますが、学校の再活用ということでいろいろな制約があるということも承知しております。そういった中で、令和13年度の統合まで残り5年近くございます。こういった中で、統合となってから江部乙小学校の施設活用というのを検討するのではなくて、この5年間の間に第一小学校の計画と同時に今から様々な視点から再活用について、利活用についての検討を進めていくべきでないかと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

○議長 長 答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 江部乙小学校の統合後の利用についてのご質問について答弁させていただきます。

本年4月に策定しました第2期後期滝川市小・中学校適正配置計画では、ご質問にもありました

とおり、令和１３年度に江部乙小学校を滝川第一小学校へ統合することといたしました。現時点で統合後の江部乙小学校を教育財産として活用することは考えておりませんが、江部乙地域のまちづくりや地域振興に対して不安や懸念の声があることも承知をしております。施設活用については、滝川市公共施設個別施設計画など公共施設全体の中で総合的な判断が必要なことから、議員ご指摘のとおり統合後に改めて検討するのではなく、統合までの期間において市長部局と連携し、様々な可能性について検討していく必要性を感じているところであります。まずは、市内部での検討、調整から進めてまいります。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 今のご答弁で、統合後についての江部乙小学校、教育財産としての利用は考えていないということで、ただまちづくりとしての利用については市長部局との検討を重ねて考えていきたいということだったので、市長部局についてはこの点についても同様の考えでおられるのかお尋ねしてよろしいでしょうか。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまの関藤議員のご質問でございますけれども、市長部局としても江部乙の地域振興等を踏まえて地域の皆様とよく懇談をしながらご要望等を伺って、教育委員会と相談しながら今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、統合については文科省から発表になっておりますこれを見ると、全国で見るとかなりな数になっております。これが平成１４年から平成２９年度までの間に小中高の公立学校約７、５００校が統合されている。それからさらにもう１０年以上たっているわけですから、さらに多くの学校施設が統合により廃校となっているのか、利活用されているのかということになりますが、文科省の発表によりますと約７５パーセントは様々な形で利活用されているという発表がされております。そういった中で、今市長にご答弁いただきました地域住民、江部乙の方々の要望も聞きながら、それは当然必要なことなのですが、逆にこちらから提案もしてもいかがなものかと。それで、私は利活用の文科省から発表になっている部分と民間で発表になっている部分の一覧をずっと全部出しました。そうすると、かなり細かいところでいろんな市町村がこういうことをやっているというのが出てきます。私が気になった点が１点ございます。ここでこれを申し上げるとまた長くなりますので、そういったことも今後教育委員会と、また市長部局にもこういったことで活用できないかというご提案をさせていただきたいと思いますが、そういったご提案をもって江部乙の住民の方々にもこういう提案が出てきているということを経験的にご提案していくということとはできないかお尋ねいたします。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 当然のことながら議員各位からいろいろご提案があれば、それも参考にさせていただきたいと思いますので、ぜひいい提案をご期待申し上げたいと思います。

○関藤議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして関藤議員の質問を終了いたします。

安樂議員の発言を許します。安樂議員。

○安樂議員 新政会の安樂でございます。それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問いたします。

◎ 1、市長の基本姿勢

1、人口減少抑制施策について

まず、1件目の市長の基本姿勢について質問させていただきます。人口減少抑制施策について。本年5月29日に昨年10月に実施された国勢調査の速報が総務省から公表されました。本市においては、2020年、令和2年からこの5年間で人口が3,645名減少、減少率は約マイナス9.2パーセントとなりました。管内自治体と比較すると、本市は居住の利便性とか、あと子育て支援、現状の各種施策により人口減少率が低く抑えられているというふうに私は感じております。しかしながら、今後も確実に人口は減少します。人口減少の極限を図るためには、将来に向け人口減少を抑制するための具体的な施策をより一層推進すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

○議長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 人口減少抑制策についてのご質問でございますが、令和7年国勢調査の人口速報集計における本市の人口は3万5,845人、令和2年国勢調査時点からの人口減少率は9.2パーセントの減であり、人口減少率で比較しますと北海道で4.6パーセント減、空知で10.1パーセント減、中空知圏域5市5町で11パーセント減という結果が示されたところでございます。本市の定住人口の確保に向けましては、様々な視点での施策を総合的に実施しているところでありますが、子育て環境整備の視点から令和6年度から重点施策として実施をしております子育て支援の充実をはじめ、住環境の視点での住宅施策、生産年齢人口確保の視点での國學院大學北海道短期大学部や陸上自衛隊滝川駐屯地との連携推進、仕事づくりの視点での地元企業の雇用確保に向けた取組等、各種施策を着実に積み重ねてまいりました。それらの取組の成果といたしまして、住民基本台帳に基づきます直近3か年の本市の人口減少数及び人口増減率につきましては必ずしも減少率が今高まっていっているという方向ではないということでの状況でございます。今後に向けましては、5月にオープンいたしましたB&G海洋センターの事業の推進、それから子育てと健康の拠点複合施設整備事業への着手等、さらなる子育て環境の充実に向けた取組を着実に実施してまいります。

○議長 安樂議員。

○安樂議員 再質問いたします。

今答弁いただきました。本市において、やっぱり様々な政策の強化、また拡充で努力していることはしっかり理解をいたしました。しかしながら、これ毎回私も言って、難しいのは分かっているのですが、内部だけの強化ではなくて、外からやっぱり人が来るような施策、今現に市長以下で防衛省の施設、この誘致活動をやっております。それ以外にも新たに企業を誘致するとか、これは永遠の課題だというふうに思っていますが、この努力をやっぱりしっかりやっていかなければいけないというふうに私は思っています。市の考えを伺います。

○議長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 今安樂議員のほうからこれからの人口の部分に対しての施策というところで、外客をどのように誘致を図っていくかということで、企業誘致のお話がありました。こちらにつきましても、我々としても精いっぱいいろんなコンタクトを使いながら誘致活動を進めているというのが実情でございます。しかしながら、こういった今の経済環境の中でどれだけ滝川という地方の部分を優位性を見いだして、そしてこちらのほうを売り込んだところにしっかりとお応えいただけるか否か、こちらが一番大切かと私どもは思っております。まずは、滝川という魅力を知っていただくということは、先ほどの観光の部分も含めてではございますが、企業の誘致を進める上においても我がまちとしての優位性をしっかりとお伝えする中で、少しでもこちらのほうのまちに足を向けてもらい、そして企業が進出していただく。江部乙の部分でいけば、L e t a r a 株式会社が進出いただいた経緯もございます。そのほかにも今現在進めているということもございますので、そういった点で引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長 安樂議員。

◎2、防災行政

1、小型無人機等飛行禁止法について

○安樂議員 それでは、次の質問に移ります。続きまして、防災行政、小型無人機等の飛行禁止法について伺います。近年急速に普及されているドローンに係る質問であります。ドローンについては、皆さん承知のとおり軍事用、また撮影用、土木などの測量用、農薬散布などの農業用、そのほか施設の警備や近年ではヒグマ対策など多様な分野で活用をされています。また、無資格で輕易に飛ばせるドローンや使用用途により資格を必要とするドローンなどもあり、これに対する法整備も進んでいます。今回は、この法整備の内容について伺います。小型無人機等飛行禁止法は、内閣総理大臣官邸や防衛関連施設などの重要施設や特定地域上空でのドローンなどの飛行を規制する法律で、平成28年5月に施行されていますが、内容については市民に認知されていないというふうに考えております。本法律の概要及び本市における対象となる施設や対応、市民への周知要領について伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ドローン等の無人機の飛行につきましては、航空法に基づき有人航空機との接触や墜落時の被害を防ぐための安全ルールとして規制されております。ご質問の小型無人機等飛行禁止法、正式名称でございますが、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律でございます。首相官邸の屋上にドローンが落下した事案をきっかけとしまして、重要施設や特定地域上空でのドローン等の飛行を規制し、安全を確保することを目的として制定されたものでございます。国が指定する重要施設及びその周辺おおむね300メートルの周辺地域の上空において、玩具のドローンやラジコン飛行機を含む小型無人機等の飛行が原則禁止されており、飛行させる場合には事前に所定の手続きが必要となります。法の施行後、段階的に規制の対象施設が指定されており、市内におきましては昨年12月末に滝川駐屯地が対象施設として追加指定されたところでございます。これを受け、滝川駐屯地並びに滝川警察署と共に必要な手続内容の確認や市民周知に

向けての協議を重ねてまいりました。既に滝川市、滝川駐屯地、滝川警察署それぞれのホームページに情報を掲載し、たきかわ農業協同組合協力の下、ドローン等を活用する農業者に周知を図ってきたほか、対象となる周辺地域の各町内会における班回覧、それから広報たきかわ6月号への掲載も含めまして市民周知に努めてきたところでございます。具体的な規制の対象地域や滝川駐屯地並びに滝川警察署における必要な手続の概要などにつきましては、滝川駐屯地のホームページ等でご確認いただくことが可能となっております。なお、昨日でございますが、国会におきましてこの法律の改正法が成立したところでございます。まだ公布日が定まっておりますが、内容が明らかになりましたら、改めて市民周知のほうに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 安樂議員。

○安樂議員 本市においては、滝川駐屯地がこれに重要施設ということで該当するということで、その周辺300メートル、300というと周辺には農家もあります。北電公園もあります。ここら辺でこの規則を知らずドローンを飛ばしてしまったと、許可なく。こういった場合、当然法律ですので、罰則などあると思うのですが、その辺についてお伺いをいたします。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 違反者に対する罰則ということでございます。現行法で申し上げたいと思います。飛行禁止区域での飛行等に違反をした場合におきましては、1年以下の拘禁刑、または50万円以下の罰金となりますが、いわゆる国会では対象施設周辺地域の拡大、罰則強化の法改正がまさに今行われたところでございます。これを受けまして、この罰則の内容も含めて改めて市民周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

○安樂議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして安樂議員の質問を終了いたします。

木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 会派清新の木下です。通告の順番に従いまして、質問をさせていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、江部乙地域の振興について

1番、市長の基本姿勢、1、江部乙地域の振興について、1番、江部乙地域も合併後から人口が減り続けています。高齢化率も高く、地域の振興を担う活力が不足しています。元中学校跡地への宇宙関連企業の進出という明るい話題がありましたが、現時点では地域住民がその効果を実感するまでには至っておりません。市として、江部乙地域への雇用創出や地域経済への波及効果をどのように考えているのかを伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 江部乙地域の振興についてのご質問ですが、旧江部乙中学校校舎を活用したLet's tar a株式会社の研究開発拠点の開設は、人口減少や高齢化が進む江部乙地域にとって新たな活力を生み出す可能性を持つ動きであり、市としても大きな期待を寄せているところでございます。現時点における地域経済の波及効果といたしましては、同社の事業展開に伴い地元人材1名の雇用

が創出されたほか、研究開発拠点の施設整備や維持管理、資材調達、各種サービスの利用などを通じて江部乙地域をはじめとする地元事業者との取引が行われており、こうしたことによる地域内での受注機会の創出や売上げの確保につながっているものと認識をしております。また、同社の従業員が札幌の本社と江部乙の研究開発拠点を往来する中で、日常的な宿泊や飲食の利用が江部乙地域においても生じているほか、道内外からの企業関係者や視察者などの来訪もあることから、地域内で消費が生まれ、地域経済の循環に一定の効果があるものと捉えております。一方で、企業誘致の経済波及効果は短期間で大きく現れるものではなく、中長期的な視点で捉える必要があると考えております。今後同社が安定した経営基盤を築き、事業の拡大が図られることで雇用の創出や関連企業との連携、新たな産業の集積など、さらなる経済効果につながることが期待されるところでございます。市といたしましては、北海道をはじめとする関係機関と連携しながら引き続き同社の事業定着と発展に向けた支援に努めるとともに、地域振興、発展につなげてまいりたいと考えております。

○議 長 木下議員。

○木下議員 それでは、要旨 2 番目、道の駅たきかわは広い駐車場と敷地を有し、特産物の販売やレストランなどを備え、市内外から多くの利用者が訪れています。しかし、周辺自治体の道の駅と比較すると短時間で出発する利用者も多く、施設及び周辺地域での滞在時間の延長という点で課題があるように感じております。北海道の道の駅は単なる休憩施設ではなく、地域の魅力を発信し、交流人口を増やす重要な拠点となっています。江部乙の地域振興の視点から今後どのような機能を強化し、どのような利用者層をターゲットとして魅力向上を図っていくのかを伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 道の駅たきかわについてのご質問ですが、国においては道の駅を休憩の機能、情報発信の機能、地域連携機能の 3 つの機能を併せ持つ施設として位置づけており、近年は地方創生、観光を加速する拠点として地域資源との連携による地域全体の活性化につなげる取組が進められております。市といたしましても道の駅たきかわは単なる休憩施設ではなく、江部乙地域をはじめとする本市の魅力を発信し、人と地域をつなぐ重要な拠点となることを目指しているものであります。その一方で施設の老朽化や建物構造上の制約などの課題もあると認識をしているところでございます。そのような中で、江部乙地域が有する豊かな自然や農村環境、菜の花や果樹などの地域資源を活用しながら、地域ならではの魅力を感じられる機会の創出や情報発信の充実を図るとともに、周辺施設や観光資源との連携を強化する中で家族連れや観光客、ドライブ客をはじめ地域住民を含めた多様な来訪者を幅広く受け入れながら、それぞれのニーズに応じたサービスや受入れ環境に努めるなど、長く滞在していただけるような仕組みについても検討してまいりたいと考えております。今後におきましては、先進的な道の駅の事例について情報収集を行いながら、指定管理者や地域の皆様、関係団体と連携をし、江部乙地域の振興と地域経済の活性化に寄与する施設となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長 木下議員。

○木下議員 最後に、3 番目、江部乙地域には豊かな資源があり、他の地域にない魅力があります。

また、宇宙関連企業や道の駅など今後の地域振興につながる大きな可能性も有しております。小学校の統合後の校舎の活用についても、先ほど答弁いただきましたけれども、私のほうからもう一度ちょっと質問させていただきますけれども、多くの住民が関心を寄せており、私自身も多くの声を伺っております。人口減少や高齢化が進む中、市長は江部乙地域を今後どのような地域として発展させ、次の世代へ引き継いでいきたいと考えているのか、また地域に対する思いを併せて伺っております。よろしくお願いします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 江部乙地域の振興ということで、私の思いという質問でございます。滝川市総合計画をはじめとした各計画に基づくまちづくりを進めさせていただいております。江部乙地域におきましては、農村環境改善センターをコミュニティー拠点として改修をさせていただきまして、本当に大勢の皆さんにご利用いただいているというふうに思っております。豊かな自然環境や農村環境を生かしながらさらなる魅力の創造を図っていただいて、交流人口の拡大などに一緒に取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。現在江部乙地域におきまして市民大学、乙なカレッジ、また駅カフェ、國學院の生徒も協力していただいております。積極的な地域コミュニティー活動を展開していただいているわけございまして、魅力のある江部乙地域のまちづくりにご尽力いただいている皆様には大変感謝し、そして感服しているところでもございます。今後につきましても地域の皆さんのご意見を賜りながら、引き続き江部乙地域はもちろん、いつまでも住み続けたいと思っただけの江部乙地域になるように努力してまいりたいと思っておりますし、小学校の統合後の校舎の活用につきましても、先ほど関藤議員のご質問にお答えしましたとおり、地域の皆さん方のお声を聞きながら、木下議員もぜひご意見がございましたらお寄せいただきたいと思いますし、多くの皆さんのご意見を聞きながら地域の活性化につながるような利活用ができるように考えてまいりたいというふうに思っております。例えばL e t a r a 株式会社が中学校の跡に来ていただきましたから、L e t a r a 株式会社に関連するような企業が来ていただくのも面白いかなと、そんなこともあり得るのかなというふうな夢も私は持っているところでございまして、そのようなことを含めながら検討してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

高橋議員の発言を許します。高橋議員。

○高橋議員 会派清新の高橋でございます。通告の順に従いまして、質問させていただきます。

◎1、行政運営

1、職員の長期の病気休暇について

まず初めに、行政運営について伺います。若い職員がすぐに辞めてしまう、こういった話をよく耳にします。市民サービスを支えるのは、言うまでもなく市職員の皆さんです。総務省の調査では、地方公務員の長期病休の多くが精神疾患であると報告されています。市民生活を守るために、まず

行政自身が健康でなければなりません。本市でも予防策としてフレックスタイム制などが講じられていますが、これまで本市の職員において精神疾患による長期病休の状況はどのようになっているのかお尋ねします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 職員の病気休暇に関するご質問についてお答えいたします。

市職員におきますメンタルヘルス不調者は、ここ数年同水準で推移しておりますが、職員のメンタルヘルスケアは行政サービスの質の確保と持続可能な行政運営のために重要であるというふうに認識をしております。本市におきましては、毎年全職員を対象としましてストレスチェックを実施しておりますほか、北海道医療大学と連携をし、職員研修の実施や所属長を対象とした個別相談の場を設けるなど、職員のメンタルヘルス不調の早期発見と予防に努めておりますとともに、メンタルヘルス不調となった職員に対しましては総務課や所属が本人、場合によっては主治医と面談を行うなど、職員本人の個々の状況に合わせた対応を行ってございます。また、メンタルヘルス対策といたしまして、仕事と生活の両立を支援し、職員個々のライフステージに合わせた多様な働き方を提供し、ワーク・ライフ・バランスを推進することは、職員の負担軽減に一定の効果をもたらしますことから、令和7年度よりフレックスタイム制を本格実施していますほか、本年6月からは総務部の職員を対象としまして選択的週休3日制の試行を開始したところでございます。今後におきましても、職員のメンタルヘルス対策の取組を推進するとともに、働き方改革を推進し、職員が心身ともに健康で働き続けることのできる職場環境の整備に努めてまいります。

○議 長 高橋議員。

○高橋議員 再質問させていただきます。

多様な働き方として、本市では道内35市の中で初めて選択的週休3日制の導入がなされたということなのですが、さらに今月からは庁舎の電話を通話録音及び音声ガイダンスに切り替えることも始めました。市民からは、いきなり音声ガイダンスが流れてびっくりしたといった戸惑いの声も聞きました。しかし、一方でこれは働き方改革の面で見るとカスハラ防止としての職員のメンタルダウン予防や業務負担軽減などの効果が期待される大変よい取組であると私は大変期待しておりますが、その点について市の見解を伺います。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 今ほど再質問いただきましたトビラフォンBizの導入についてでございます。今ほどご質問で触れていただきましたとおり、一つの側面としましてカスタマーハラスメントを含む不当な要求ですとか、そういった圧力への対策を行うということも一つの目的になろうかというふうに思います。導入によりまして、まだ間もないところですが、職員が安心して働ける環境づくりの一助となり、また職員のストレスの軽減につながる側面があるというふうに考えており、メンタルヘルス不調の予防にも一部寄与する部分はあるのではないかと考えてございます。

○議 長 高橋議員。

◎2、保健福祉行政

- 1、生活支援型の産後ヘルパーについて
- 2、精神疾患の方への支援について
- 3、発達障害の理解促進について

○高橋議員 続いて、保健福祉行政の質問に移ります。近年では、従来の助産師による専門的ケアに加えて、家事支援や育児補助などを含めた生活支援型の産後ヘルパーを導入する自治体が増えてきました。実際に隣町の新十津川町では、民間事業者と提携した妊産婦に対する支援事業が本年度より予算化されております。本市の現在の産後ケア事業は医療的、専門的支援として大変重要なものである一方、実際の生活面での支援ニーズも高まっているのではと感じております。

そこで、伺います。新十津川町のような民間事業者と連携した生活支援型の産後ヘルパーについて本市としてどのように認識しているのかを伺います。

○議長 長 答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 現在こども家庭センターでは、妊産婦だけでなく、子育て世帯への相談支援をする中で、真に必要とする支援ニーズを把握しながらケースワークをしております。今年度は新たに潜在的な虐待リスクや養育上支援の必要性が高いと判断される家庭には、緊急であっても福祉事務所長の決定により家事支援を含め必要な対応をちゅうちょなく実施することができるよう予算を計上したところでございます。虐待対策を何とか予防のほうにシフトしていきたいという観点を持ち、子供の安全、安心を守り、本当に困っている方を確実に支援することが市の責務と考えております。提供するサービスの持続性も勘案し、今後対応してまいりたいと考えてございます。

○議長 長 高橋議員。

○高橋議員 私3年前にもこの質問させていただいているので、今後検討していただけたらうれしいです。

次に、精神疾患の方への支援について伺いたいと思います。先日全国保険医団体連合会から厚生労働大臣宛てに精神科診療報酬改定による大幅削減の撤回を求める要請書が提出されました。要請書では、精神疾患患者数が増加する一方で、精神医療へのアクセス環境が年々悪化していること、初診の待機日数が平均20日を超えるということなどが指摘されております。厚生労働省の調査では、日本では約615万人の方が精神疾患を抱えていると言われております。地方では、特に診てもらいたくても診てもらえないという状況が深刻化しかねません。滝川市では、鬱病など精神疾患に関する相談件数や支援状況を今どのように把握しているのか、状況をお伺いします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 滝川市を含め多くの市町村では、直接本人や家族などから相談があったケースに関しては把握できますが、その他のケースは医療機関の診療情報が個人情報となるため、全数把握は困難な状況というふうに考えてございます。ただ、滝川市内の状況でいえば、市内の精神科、精神福祉関係機関で定期的に行っている会議の中で受診が逼迫している状況は確認されておりませんことから、受診環境はおおむね整っているというふうに認識してございます。

次に、支援の実態でございますけれども、本人やご家族から心身の健康に関する相談があった場合、健康づくり課をはじめとした関係部署で対応し、相談者の状況に応じて医療機関への受診をお

勧めしているところでございます。また、本人の同意を得た上で医療機関への受診に同行し、本人の状況を医師に説明するなど、一人一人に合わせたきめ細やかな支援を行っております。また、相談窓口の周知ということで、市公式ホームページ、ゲートキーパー養成講座や自殺予防週間に合わせた啓発展示の中で周知をさせていただいております。市民の皆様が安心して相談できる環境づくりと個別の事情に応じた柔軟な支援を心がけ進めており、今後も関係機関との連携をより一層強化し、精神疾患を抱える方やそのご家族に対して適切で継続的な支援ができるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議 長 高橋議員。

○高橋議員 精神疾患は、長くつき合っていく病気になることが多くあります。また、外から見えづらいため、周囲から理解されにくいという課題もございます。精神疾患を抱える方を支えるのは多くの場合家族でありまして、家族は相談する場所が分からなかったり、なかなか人に言いづらくて、孤立してしまうケースがほとんどです。そして、長期間にわたり家族が支えることで家族全体の生活に影響を及ぼし、場合によってはその家族も精神疾患にかかるなど、新たな二次障がいを引き起こします。そのような現実がございます。しかし、私はこのような負の連鎖は外部の力で止めることができると考えております。家族への支援の現状や家族同士の支え合い、交流などをサポートする場を設けることについて市の見解を伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 議員ご指摘のとおり、精神疾患の方を支えるご家族の心身の負担は大変大きなものであり、その支援の重要性は十分に認識しているところでございます。精神疾患の特徴といたしましては、同じ診断名であっても原因や要因、背景が様々であり、症状も人それぞれ異なっております。診断名が同じで、外見上似ている状態であっても一人として同じ状態ではございません。患者の治療には、患者自身の理解と医師との信頼関係、そして患者ご家族の支えが必要でございます。ご家族の理解も患者本人の治療の一環となるため、医療機関での家族支援の実施が望ましいというふうに考えているところでございます。その上で、個人が立ち上げた家族会等の活動を否定する考えはございません。むしろそのような会の活動を把握し、必要な方に情報提供を行うことは、今後も継続してまいりたいと考えてございます。今後においても引き続き患者ご本人とご家族の双方がそれぞれのニーズに応じた支援を受けられるよう医療機関や福祉部門と連携しながら、相談窓口の充実と情報提供の強化に努めてまいります。

○議 長 高橋議員。

○高橋議員 再質問させてください。

ただいまの2つの答弁で、できることには取り組んでいるものの、一人一人ケースや環境の違いで、行政からは非常に踏み込みづらいデリケートな課題であるという点も理解いたしました。ただ、国際共同研究によると、世界の精神疾患患者は2023年に約11億7,000万人となり、この30年余りで倍増したと報告されていると今日の毎日新聞に記載がございました。単純に有病率にすると、世界人口の約14パーセントに相当します。滝川市に当てはめてみると数千人規模となりますので、決して一部の人だけの問題ではなく、誰もが当事者や家族になり得る身近な課題である

と考えています。私が改めて市長に伺いたいのは、人口減少と少子高齢化が進む中でそれぞれの世代が精神的孤立を深めている今、見方を変えれば人が少なくなる地域だからこそ一人一人に目が行き届き、互いに支え合う地域社会をつくることもできるのではないかとということです。この課題には簡単で明確な答えはなかなか出ないと思います。それでもこの精神的な孤立というテーマは社会に問い続けるべきだと私は考えて、今回の質問を作成いたしました。今後持続可能な地域社会を目指す上で、市長は人口減少が進むこれからの滝川市において精神疾患を抱える方やその家族を含めて誰もが孤立しない地域社会をどのように実現していきたいと考えておられるのかお伺いいたします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 今の高橋議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。本当にデリケートな問題であり、難しい問題であるというのはお互い共通の認識だというふうに思います。一人一人の困り事が非常に複雑化しているということでございます。市役所内部はもちろんのこと、外部の関係機関と横断的に支援する仕組みづくりが必要であるというのは、議員ご指摘のとおりであるというふうに思います。今市では、滝川市地域福祉計画と地域福祉実践計画を社会福祉協議会と連携して策定するところでもございます。この計画によりますと、地域住民がお互いに支え合い、生き生きと自分らしく暮らすまちづくりを目指して、横断的な相談体制支援や地域住民交流の場を増やす等、地域で支える体制の整備を進めたいというふうなことでございます。短期間で実現することは難しいというふうに思いますが、必要な体制を整えながら支援を根気強く継続していく、そのことによって地域の方たちがお互いが助け合い、一人でも多くの市民が自分らしく生きる、生き生きと暮らせるまち、そのようなものを目指して、このような考え方を推進してまいりたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 高橋議員。

○高橋議員 続きまして、発達障害の理解促進について質問いたします。厚生労働省が共同主催で行っている4月の発達障がい啓発週間、ライト・イット・アップ・ブルーキャンペーンの取組は、世界中で広がりを見せており、北海道でも各地で行われております。今年3月にはセルフイーサイン首長リレーというものに千歳の市長が参加しました。私には重度の自閉症の弟がおりまして、こうした活動によって地域の理解が少しずつ広がり、当事者や家族が孤立しにくくなっていくことを子供の頃からきょうだい児という立場で実感をしてきました。やはり見た目から見えづらい困難を抱えている人々に対しては、直接的な支援制度だけではなくて、市民理解を広げて、地域全体で孤立を防いでいく視点も重要です。滝川市としましても、このような様々な啓発活動への参加や連携について今後検討していく考えはあるのか、市の見解を伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 自閉症をはじめとする発達障がいの理解を深めるために様々な取組がなされていることを承知しております。発達障がいに限らず、我々としましては障がいのある方への理解の促進や啓発活動は重要だというふうに考えております。本市における取組といたしましては、市も参画しております滝川市ノーマライゼーション推進委員会、毎年12月の障がい者週間に合わせて市役所

1 階にて関係団体や施設の紹介、ポスター等の掲示による啓発活動を実施しているほか、昨年は社会福祉法人滝川ほほえみ会の工房祭に参加いたしまして、啓発活動も行われたところです。また、市役所福祉課窓口では、外見からは分かりにくい障がい等により援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせるためのヘルプマーク、こちらを配付しているほか、今年度は障がいがある方への理解を深めるための市民向け研修会、やさしい精神保健福祉講座、こちらの開催を予定しているところです。いただいたご意見も参考にさせていただきながら、引き続き理解促進活動の充実に向けて取組を進めていきます。

○議 長 高橋議員。

◎3、教育行政

- 1、教員のメンタルケアについて
- 2、不登校支援について
- 3、いじめ対応について
- 4、青少年の健全育成について

○高橋議員 次に、教育行政について伺います。全国では、教員の精神疾患も増えております。ただでさえ人材不足の教育現場で一人一人の負担が大きくなっていることは、子供たちだけではなく、未来の社会全体の損失であります。

そこで、伺います。滝川市の小中学校において教員の精神疾患による休職状況を滝川市の教育委員会はどのように把握、対応をしておられるのか、また教員のメンタルダウン予防についても併せて伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 教職員の休職状況の把握、対応についてですが、病気休暇を30日間超過して取得する場合、学校から教育委員会を経由して北海道教育委員会へ報告することとなっております。さらに、90日間を上限として病気休暇の取得が可能ですが、それ以降は休職の扱いとなるため、北海道教育委員会に対し休職発令の申出を行っております。教育委員会としましても教職員のメンタルケアは重要な課題であると認識しており、学校における働き方改革、教育職員業務改善推進プランにおいて教職員のメンタルヘルス対策の推進を重点項目と位置づけております。今年度より教職員のメンタルヘルス対策として個別のストレスチェックを導入いたします。具体的には、インターネットを通じ自分自身で心の健康状態をチェックし、ストレスへの気づきを促すことで1次予防につなげる目的です。各小中学校においては、管理職による定期的な面談を実施し、教職員のストレスの把握に努めております。加えて、相談をしたり、悩みを伝えられる教職員の人間関係を構築するためのメンター研修を実施している学校も多くあります。教職員の相談窓口は、市教委を含め道教委など外部機関による電話やメールの相談窓口が複数ございます。教職員の様々なSOSを広く受け止めるため、相談窓口の周知も行っている状況です。一方で、休職者の職場復帰に際しましては、休職の期間に応じた職場復帰訓練を実施し、復職に向けた取組を進めております。今後も教職員が業務を一人で抱え込まない組織づくりを進め、安心して働ける環境づくりを行ってまいります。

す。

○議長 長 高橋議員。

○高橋議員 続きまして、不登校支援についてです。不登校は、本人はもちろんですが、保護者の精神的負担や労力もかなり大きいです。思い詰めている保護者の相談も私はよく受けますし、他市にある不登校の親の会に参加する市民もいます。岩見沢市では、学校施設開放事業というのを利用して、夜間に中学校で集まる親の会が発足したというお話も先日聞きました。不登校支援を行う場合、部署を分けることなく、横断的に保護者の支援も市として一体的に対応する必要があるのではないかと考えますが、現状と市の見解を伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 不登校支援についてお答えいたします。教育委員会として不登校支援における保護者への対応につきまして、教育委員会や適応指導教室ふれあいルームなど多様な相談窓口を設けております。昨年度教育委員会やふれあいルームに寄せられた教育相談においては、保護者からの不登校に関わる相談が約20件寄せられたところで、適切に対応したところでございます。各学校においては、教職員をはじめスクールカウンセラーが相談体制の主軸を担っております。また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、学校や保護者からの要請に基づき教育委員会として迅速に相談に応じる体制を整えております。引き続き保護者の思いを丁寧に酌み取り、孤独感、孤立感を抱くことのないようこども家庭センターなど関係機関と連携して、児童生徒のみならず保護者にも寄り添ってまいりたいと思います。

○議長 長 高橋議員。

○高橋議員 関係機関と連携した取組、期待してまいりたいと思います。

続いて、項目3、いじめ対応について伺います。前回の定例会で会派清新の代表質問に対し、学校内でいじめが発生した場合、教員一人が抱え込むことがないようチームで取り組み、対象の子供に寄り添うことを第一とするといった答弁がございました。その対象とは、いじめ被害を受けた子供のことを指すと推察します。もちろん被害を受けた子供のメンタルケアは重要です。しかしながら、一方で加害をしてしまった子供にも適切なケアが必要であると私は考えています。アメリカなどでは、加害側の子供にもカウンセリングを受けさせるなど指導以外での形のアプローチ、ケアを行っています。背景にある家庭環境や本人の抱える生きづらさにアプローチすることが結果として新たな被害者を出さないための根本解決になると考えます。加害行為を繰り返させないためにも、将来的なリスクを減らすためにも加害側の子供への適切な心理的な支援や環境調整が必要ではないでしょうか。加害側の子供への対応について市の見解を伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 いじめの対応についての質問ですが、いじめ対応は被害児童生徒の生命、身体の安全を守り、その心のケアを行うことが最優先ですが、議員のご指摘のとおり加害側への適切な指導も重要です。いじめの対応につきましては、第一に各学校の学校いじめ対策組織がその任務に当たります。この組織は複数の教職員に加え、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職も加わり、対応方針や指導方針を決定し、組織的に経過を観察してまい

ります。教育委員会としまして、各学校がいじめを認知した際にはいじめ個別報告書の提出を義務づけており、進捗状況を確認し、学校と共に対応を進めております。いじめ加害側の児童生徒へのカウンセリング等を含めた心理的支援は、教育的な観点から本人や保護者の承諾を得ながら慎重を期して進めるものとなっております。いじめの加害側の児童生徒についても学校内で組織的な見守りを行うなど、再発のない環境づくりを進めています。いじめは許されないという毅然とした指導の中にも、その児童生徒の背景にある事情を丁寧に聞き取るよう努めております。今後も学識経験者等で構成されるいじめ防止の推進を目的としたいじめ防止専門委員会や警察をはじめとする関係機関との連携を目的としたいじめ問題対策連絡協議会を開催するなど他機関との連携を積極的に進め、諸課題に対応できる実効性のあるいじめ対応に努めてまいります。

○議 長 高橋議員。

○高橋議員 再質問させてください。

本市がこれまでいじめ根絶に向けて様々な取組、会議体ですとか窓口も用意しているということがよく分かりました。しかしながら、本人への教育的指導だけでは根本解決が難しい場面も現場には往々にしてあるのではないのでしょうか。何かあってから動くというのではなく、予防的に日頃からの家庭や地域、福祉、心理の専門職を含め、社会全体で子供の命と成長を支える多角的なアプローチが必要です。子供たちの笑顔あふれるまちを目指すために日頃から子育て環境の健全性を保ち、地域で子供を育てるという観点からいじめ根絶や根本解決に対する本市の見解や思いをいま一度伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまの再質問にお答えいたします。

発達段階と状況にもよりますが、このいじめ問題につきまして、いじめが起こった場合単に謝罪させるだけではなく、自己の行為の意味を理解させて、心から反省と謝罪を促すことが大切だと考えております。その反省を促し、再発防止につなげるため教職員集団による面接の実施をしたり、それも多角的に行います。あと、スクールカウンセラーによる面談により加害児童の内面にアプローチをかける、または保護者への協力要請を行う。学校側だけでなく、家庭と連携したいじめ防止策を取っているところです。これを基に市としてはいじめを絶対許さない、そういうことを推進してまいりたいと考えております。

○議 長 高橋議員、再質問ございますか。

○高橋議員 ないです。

○議 長 再質問がなければ、若干早いですけれども、この辺で昼食休憩にいたしたいと思います。再開は午後1時ちょうどといたします。休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 0時56分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

高橋議員の一般質問からよろしくお願いいたします。高橋議員。

○高橋議員 会派清新の高橋です。午前に引き続き質問させていただきます。

続いて、青少年健全育成について伺います。近年学校外においても児童生徒同士による性的な言動ですとか人格、尊厳を傷つける行為が見られまして、全国的にも若年層による重大事案の発生が大変問題となっております。子供たちが嫌だと言う権利、相手の嫌だを尊重すること、体の自己決定権などを理解するためには、発達段階に応じた包括的性教育が必要であると考えています。

そこで、伺います。本市における包括的性教育についての考え方を伺います。

○議長 質問に対する答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 青少年の健全育成についての質問ですが、性教育に関しまして学習指導要領の下で発達段階に応じて各学校において適切に指導を行っております。国際基準の包括的性教育につきましては一部取り扱えない内容がございますが、学校におきましては文部科学省の教育プログラムである命の安全教育を進めております。これは、他者の人権を尊重し、自らの人権を守るための意識や行動力を育てる人権教育が土台となったものです。命の安全教育は、その人権教育の中でも特に性的な尊厳、自己決定権、自分の体を他人に傷つけられない権利という人間の根本的な人権を守るために特化した教育として位置づけられています。具体的には、発達段階に応じて生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、命を大切にする考えや自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身につけることを目指すものです。これは、学校の日常の様々な場面において指導がなされております。

○議長 高橋議員。

○高橋議員 最後の質問です。匿名流動型犯罪グループ、いわゆるトクリュウによる事件であり、これは全国で相次いでおります。今まさに国が警戒している最新の脅威です。警視庁によると、2025年には関連事件で1,322人の10代が検挙され、強盗事件では検挙者の約4割を10代が占めております。近年は闇バイトだけではなく、オンラインカジノや特殊詐欺、性被害など様々な犯罪の入り口がSNSとなっております。地方であっても決して人ごとではありません。先ほどから命の安全教育の内容ですとかにも重複する部分がございますが、加害者にも被害者にもさせない、子供たちをさせないためにはそれぞれの孤立化を防ぎ、自他の尊厳を守る人権教育や正しい情報を取捨選択する力を育てる教育こそが今こそ重要であると考えます。

そこで、伺います。本市において情報モラル教育や犯罪被害防止教育を強化していくことについて市の見解を伺います。

○議長 質問に対する答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 青少年の健全育成についての質問ですが、SNSの普及や利用の低年齢化に伴い、子供たちが被害者にも加害者にもなり得る重大事案が全国的に相次いでいることに強い課題意識を持っております。情報モラル教育におきましては、各学校においてSNSの危険性や誰もがトラブルの当事者になり得るリスクについて道徳、特活をはじめとする授業場面で指導しております。教育委員会としましては、令和6年度より社会教育課が学校を訪問し、小学3年生から6年生に対してSNSにおけるコミュニケーションの方法などを教えるスマホ安全教室を実施しています。加

えて、市内全小中学生の家庭を対象としたインターネット利用に関する意識調査の定期実施や保護者に向けて情報モラル通信の発行を通じて情報モラル教育を推進しています。さらに、外部講師を活用した情報モラル教室として、かねてよりANAシステムズなどの民間企業と連携し、小中学校で情報モラル教室を実施しております。また、学校における指導だけではなく、本来責任を持つべきである家庭での教育も極めて重要です。児童生徒だけではなく、保護者も関わったSNSのトラブルも見受けられました。そのため、各学校では児童生徒のみならず、保護者への情報提供や啓発に日々努めております。犯罪被害の防止につきましても警察と密接に連携して、非行防止教室などを開催するとともに、児童生徒及び各家庭に対して日常的な情報発信を積極的に行っております。このように引き続き本市の青少年の健全育成に向け、情報モラル教室や犯罪被害防止教育の充実に努めてまいります。

○議長 高橋委員。

○高橋議員 本人及び保護者等に対して大変重要な取組を関係機関と行われていると。大変評価しております。

再質問として1つ提言をさせていただきます。情報モラル教育では、ほにやらするとこんなことになるから駄目、こんなふうに断りましょう、ここに相談しましょうという指導が基本です。しかし、一方で起こってしまった事象や起こりそうな事象に対して自分は悪いことをしてしまったのではないかという後ろめたさから恥ずかしい、様子を見よう、まだ大丈夫との心理が浮かんで、周囲に打ち明けられないという心理的負担があって、重大化するまでは表面化しにくくなっております。受援力という言葉がございます。これは元は防災用語なのですが、最近は様々な場面で聞かれるようになっていきます。何か起きそうだなと感じたときに早めに相談してみよう判断できるのが受援力です。あなたは悪くない、あなたは守られるべき存在だという心理的な安全性を確保した上で子供たちの受援力を育てるという新たな視点も情報モラル教育には必要ではないかと考えますが、その点について市の見解を伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 再質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、子供たちが心理的な負担があって、表面化しにくくなる問題というのはあると思います。ただ、いじめに似たような、こういう構造なのですから、まずは未然防止が最大の要になるかなと思います。未然防止の中に立って、こういう問題がある、だから認識としてはこういうものを育てたい、その目的意識から教育課程上にその課題に対する授業とかを構築して行っていくことが肝腎かなと思います。ただ、学校だけではなく、先ほどからも申していますように、社会教育や警察、あとANAシステムズ、民間との連携も通じながら、毎年同じことをやるのではなく、議員ご指摘のようなことも取り込みながら、毎年アップデートしながら行って、引き続きそのような問題が起こらないようにしていこうと考えております。

○高橋議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして高橋議員の質問を終了いたします。

福井議員の発言を許します。福井議員。

○福井議員 新政会の福井でございます。通告に従い、質問させていただきます。

◎ 1、市長の基本姿勢

- 1、新規事業実施場所の選択と政策的合理性について
- 2、株式会社滝川振興公社への市の関与について
- 3、市が貸し出す極端に低い金利設定の適正性について

1 件目、市長の基本姿勢、項目 1、新規事業実施場所の選択と政策的合理性について。滝川ふれ愛の里は、都市機能誘導区域外にあり、公共交通の整備も予定されていません。そのような立地に市がレスパイトケア等の子育て施設を新設し、株式会社滝川振興公社に対して負担金を支払って運営しています。令和 7 年第 1 回定例会、当会派の代表質問に対し、ふれ愛の里方面への足の確保については各施設の状況を見ながらバス路線に限らず、費用対効果も含め様々な方策を勉強するとご答弁されましたが、現状で当該地区への利便性が十全とは思われないことと立地適正化計画の都市機能誘導区域に適合しない立地に市が新規事業を展開した政策的合理性を伺います。

また、指定管理をしている施設のうち市が直営とした部分について、管理代行負担金はどのように整理なされたのか併せて伺います。

○議長 質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 ただいまのご質問を整理させていただきますと、立地を含めた政策的合理性と指定管理代行負担金の整理という 2 点かと思います。

1 点目、立地を含めた政策的合理性についてです。まず、立地適正化計画との整合性ですが、令和 7 年度ふれ愛の里に設置したレスパイトケア事業、同時に移転をした地域子育て支援センターは、立地適正化計画、都市機能誘導区域に誘導する施設として設定しているものではございません。施設の性質的に必ずしも集約、誘導すべきものでもございません。立地適正化計画において都市機能誘導区域に誘導すると設定している子育て支援施設は、既に民間によりこの区域内に幼稚園が設置されておりますけれども、それ以外の全施設については市で複合化する予定で、（仮称）子育てと健康の拠点複合施設整備事業として立地適正化計画にも即した形で進めているところでございます。

また、公共交通についてもご質問ありましたが、この 3 月の第 1 回定例会で新政会、福井議員から代表質問いただいておりますけれども、その答弁を繰り返させていただくことになります。レスパイトケア事業を利用する親子の特性、乳幼児を連れた保護者の方の移動という観点を考慮すると、自分の好きなタイミングで家とふれ愛の里を行き来するという移動が求められますから、バスなどの交通手段は適しておりませんし、現状最優先課題というふうには設定しておりません。

以上に加えて、合理性のご判断の材料として、当該事業の意義と趣旨、先ほど荻野議員のご質問にもご答弁させていただきましたが、意義と趣旨、それと既存ストックである温泉との親和性、長年遊休スペースであった部分の保有資産の最有効使用の観点と既存の大型単独事業を見直して財源を生み出しておりますし、新規事業、レスパイトケア事業の最適化のために別の既存事業、支援センターのことですけれども、これを同時に見直して、一体的、効率的に運営をしているという見

直しを行っておりますことなどを踏まえて、政策的合理性があるかどうかというのは議員のほうで判断をいただきたいというふうに思います。

2点目、指定管理代行負担金の整理というご質問でございますけれども、前提となるふれ愛の里内の施設区分について説明させていただきます。1階の地域子育て支援センター、これは新たに条例を設置して、指定管理施設とは別の公の施設ということで設置をさせていただいております。2階のレスパイトケア事業を展開しております部分ですけれども、これは指定管理施設内に設置しております。遊休スペースの最有効使用の視点と実験的要素も持ちながらスモールスタートをさせていただいた事業でございまして、今後ニーズやお声を聞きながら柔軟に形を変えていく、運営を変えていくということで、あえて条例設置をせずにスタートをさせていただきということでこの議会の場合でもご説明をさせていただいているところでございます。

以上のような区分の中で、1階、2階いずれもこれまで遊休スペースということでございましたので、経費のかかっていないスペースでございました。よって、指定管理代行負担金の額の算定上影響はございません。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 ただいまの答弁で指定管理の部分についてなのですが、影響がございませんというのですけれども、3年間指定管理を受けた事業所も当初の指定管理料ありきで運営しているということは十分に理解できておるのですけれども、市としては市民の利益を守る立場として、公募で募った事業所に対し指定管理から除外された部分についての管理料の算定をしっかりとし、受託事業者と当初の指定管理料の減額交渉を行うべきだと考えますが、見解を伺います。

○議長 長 答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 指定管理代行負担金の算定のルールというのがございまして、かかる経費から収入を見込まれる額、これを差し引いて、不足する分プラスアルファで指定管理代行負担金を算定するというのが一定のルールになってございます。よって、これまで経費のかかっていなかったスペースが幾らなくなろうと、それは影響がないということでのご答弁になります。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 ただいまご答弁いただいた部分なのですが、私の認識としましては指定管理料は管理範囲に応じて算定することが制度の前提であり、指定管理が替わった以上、見直しは必須と考えております。その上で伺います。これ因果関係を逆転させて考えれば分かりやすいと思いますが、仮にふれ愛の里の公募前から市の直営施設があり、それを除いた公募を経て、指定管理を請け負った事業所に次年度に市の直営施設が撤退するから、その部分はお金がかからないから、管理を無償でやってくれと市が依頼しても一般的に事業所はのまないと思います。当然事業所は指定管理料の見直しを、増額を求めるのが常識と考えますが、これについてのご見解をお願いします。

○議長 長 答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 質問の形は変わっておりますが、聞かれていることは変わっていないかなと思います。お答えも変わりません。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 次の質問に移ります。レスパイトケア等の子育て施設運用に係る負担金は、結果として株式会社滝川振興公社の収入となり、借入金減少の原資になり得ます。この負担金が公社の借入金減少にどの程度関与していると市は見積もっているのかを伺います。

また、負担金額が返済額に寄与しているならば、市の施設利用が公社の財務改善のための支援と受け取られる可能性があります。市はこの立地選定において政策目的と公社の財務目的、どちらを優先したのか併せてお伺いします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 ただいまのご質問を整理させていただきますと、負担金の内容が分かりませんというところがスタートになっているのだと思います。分からないがゆえに議員のほうで一定の仮定を置いて、想像を膨らませて、その想像の中で疑念を膨らませて、その疑念に基づいての質問が2点あるのかなと思いますので、私のほうで答えが可能なのは最初の負担金の内容ということによろしいですか。負担金の中身の説明をさせていただきますけれども、ほかに解明されていないことがあればこの場でご質問をいただければ全てお答えをしたいと思います。解明したならば、議員のご認識をこの場で表明をいただきたいと。その上で次のご質問に進んでいただきたいと思います。

負担金の中身ですけれども、施設の光熱水費について床面積と開設日数、それと開設時間を考慮して案分した実費負担分、これが月額7万5,000円です。館内の清掃を効率的に実施するために振興公社のほうに清掃を委託しております。これが役務の対価として月額2万4,000円です。

以上が負担金の全てでございます。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 では、再質問させていただきます。

要旨1の答弁で判明した指定管理料の減額をしないことは、これは実質的に公社の収入になり得ると考えますが、これについては私としては借入金減少のための公社の改善目的にしか見えませんが、見解をお願いします。

○議長 長 答弁を求めます。

（「分かりません。聞いていることが分かりません」という声あり）

○福井議員 もう一度お伝えします。

先ほどの負担金につきましては用途が分かりましたので、掃除代と電気代で月額およそ10万円の年間120万円ということは納得できました。それとは別に、先ほどの要旨1個目の質問でした……

（何事か言う声あり）

○福井議員 先ほどの要旨、1個上の要旨の答弁でいただいた指定管理の減額をしていないということを確認してもらいましたので……

○議長 長 福井議員、今回はあくまでも聞いている部分がレスパイトケアの関係を聞いているので、振興公社の会計状況についての質問ではありませんので……

(何事か言う声あり)

○議長 長 それは別な部分で質問されるべきだと思いますけれども、今回は質問の趣旨に合っていないかもしれませんが、その辺ご留意願います。

○福井議員 質問し直します。

では、指定管理料の減額をしていない部分が借入金減少の原資になると考えておりますが……

○議長 長 その部分が駄目だと言っているのです。

○福井議員 何ですか。

○議長 長 振興公社の経営状況をここで聞くのであればいいのですけれども、振興公社の経営状況はちょっとかけ離れていると思いますけれども、いかがですか。

○福井議員 そうですか。分かりました。では、この質問はここまでにします。

では、先ほど所管のほうからどういうふうな認識をしたかということが分かりました。残念ながら負担金単体に関しては内容はよく分かりましたので、ただそれ以外の部分が私にはまだ見えませんので、今後勉強していきたいと思います。

これで次の質問に移ります。項目 2、株式会社滝川振興公社への市の関与について。前回前田市長ご指摘のとおり、私は民間出身でよく分からないので、お伺いいたします。滝川振興公社は、長年にわたり市から約 6 億円の貸付金を受けていますが、その返済方法は毎年度末に全額返済をし、年度初めに返済額より約 1, 0 0 0 万円少ない額を再び借り入れるという手法が繰り返されてきました。この結果、見かけ上借入金が減少しているように見えますが、実態として公社の財務状況が改善しているかどうか市民にとって極めて分かりにくい構造になっています。民間企業の会計では、こうした手法はいわゆる決算の着飾りと評価される場合があります、総務省が示す第三セクターの経営健全化に関する指針にも短期貸付けの繰り返しは制度の趣旨を逸脱していると明確に指摘しています。市は貸付金が年々減少しているとしていますが、実態がこのような構造である以上、市民に強い誤解を与えと言わざるを得ません。歴年で借入金減少をもって実質的な公社の財務状況が改善していると考えているのか、また経営状況に対してどのような評価をしているのかを具体的な根拠とともに伺います。

あわせて、この短期貸付けの手法を取っていることを市民にどのように説明するのかについても市長の見解を伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 滝川振興公社の経営状況の評価についてですが、平成 3 0 年に総務省が第三セクター等の経営健全化などに取り組む市町村を支援する目的で実施をしました地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業により派遣されたアドバイザーから経営の状況や将来見通しについての専門的な助言を受け、経営推進計画書を作成し、この計画に基づいた経営改善に取り組んでおります。この計画書の中で経営改革に伴う数値目標の一つであります単年度に 1, 0 0 0 万円の借入金の解消、これを達成していることと、毎年第 3 回定例会でお示しをしております決算の状況から適切な経営がなされているものと判断をしております。また、短期貸付けの手法についてですが、総務省がとりわけ貸付額が増えるなど解消の見込みがない経営難の第三セクターを問題視しており、貸付金額を

毎年減らす経営努力をし、実行している振興公社への貸付けは問題ないというふうに考えておりますし、貸付額についても予算書や決算書などで滝川振興公社貸付金として市議会にお示しをしております。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 再質問させていただきます。

市民にとって極めて分かりにくい構造についてですが、総務省は第三セクターについて議会だけでなく、住民に対して財務書類や経営指標を公表し、理解を得ることが必要と明記しております。しかし、滝川市は議会に報告するだけで、市民に何も公表しておりません。もちろんのこと我々議員にも説明責任はありますが、16人の議員だけでは市民全体にお伝えするには限界があります。また、公社も平成30年の経営推進計画を最後にホームページの更新が止まっており、事業報告書の公開すらしておりません。これは、総務省の指針が求める住民への情報公開に反している状態ではないでしょうか。その上で、市長は市の代表であると同時に、公社の代表でもあります。総務省は、第三セクター自身が積極的に情報公開に取り組むように自治体が指導することが有効と示しています。市長こそが最も強く情報公開を指導すべき立場にあると考えますが、見解を伺います。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 見かけ上借金が減っているというようなご指摘がありましたけれども、現実的に借入額が毎年1,000万円ずつ減少していることは事実であります。これについては、貸付金の指標がしっかりと市民の皆さんにも把握をしていただけるように、総務省からの指導によりまして将来負担比率、これ毎年議会のほうにも公表しておりますけれども、この中に短期貸付金を含めて比率を出すようにということで、これに対応してまず公表をしております。さらに、閲覧ということにはなりますが、市立図書館におきまして、過去数年分にはなりますけれども、議会にお示しをしております経営状況報告等、あるいは決算書、予算書等の資料については閲覧という形で公開をしております。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 再質問、1点確認させてください。

確かに図書館で閲覧もできます。我々議員を通して市民の方にお知らせすることもできます。ただ、今現在DXが進んでいる中で、今後こういったものはホームページや何かで公表していくお考えがありますか。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ホームページ等での資料の公開ということでございます。今ほど過去の更新がストップをしているというご指摘がありました。これについては、ちょっといま一度確認をして、対応してまいりたいと思いますし、議案等の公開ということになりますと、議会のホームページ等もありますけれども、それらとの兼ね合いがありますので、ここでちょっと確定できるものではないかなというふうに思います。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 では、そういう透明性の高い情報公開を願いつつ次の質問に移ります。

2番、市長は市の代表であると同時に、株式会社滝川振興公社の代表も務めています。貸す側と借りる側の双方の長を兼ねる構造は、一般に利益相反の典型とされています。市長が代表を務める団体に市が負担金を支払い……負担金については先ほどの質問で表明しましたので、負担金の部分はちょっと先ほどの認識のままということにしておきます。支払い、その団体の借入金が減少し、市がそれを公社の経営改善の成果とする構造は、市民からあらぬ疑念を抱かれるのは避けられないと考えております。市民の信頼を確保するためにこの兼務が市の判断に影響を与えないと言える根拠について伺います。

また、市長としてどのような説明責任を果たすつもりなのか、考えを伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 株式会社滝川振興公社への市の関与についての2つ目の質問にお答えをいたします。

市長が市の代表者であると同時に、株式会社滝川振興公社の代表を務めていることにつきましては、地方自治法により一定の条件、2分の1以上の出資をしている法人、滝川振興公社につきましては68.75パーセントになりますが、条件の下で可能とされているものであり、法令に沿った枠組みの中で行われております。しかし、手続の公正性や公平性の観点から、滝川振興公社の運営につきましては契約手続など個別の取引においては代表権を有する代表取締役専務が業務執行を行う体制となっているほか、取締役会において承認決議を経るなど組織としての内部統制が図られているところであり、権限の分担と手続の透明性により適切な運営が図られているものと認識しております。一方、滝川市におきましては、滝川振興公社に対して支出している管理代行負担金や委託料等は行政を補完する役割を担う中で実施されている公共的サービスの提供、継続を図ることを目的とした事業費に対するものであり、また貸付金につきましても滝川振興公社が担っている公共的サービスの必要性や継続性、さらには経営の状況を担当部局が確認をした上で財政部局による査定、議会による審議を経て、予算化されているものでございます。このことから市長が双方の長を兼ねていることにより市の判断に影響を与えるような構造にはなっていないものであり、今後におきましても毎年の第3回市議会定例会における経営状況報告をはじめ、監査委員による外部団体監査を通じて滝川振興公社への市の関与の透明性と公平性の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 判断に影響を与えないというご答弁だったので、安心したのですが、あと一方で私が危惧しておった部分に関しては利益相反とされている部分なのですが、こちらにつきましては次の質問でも出るのですが、貸し付けているお金に対してのリスクはどういったふうに考えているのかという質問をさせていただきます。

同様に、砂川の株式会社砂川振興公社解散時におかれましては貸付金5億2,000万円を債権放棄、それとは別に民間金融、これは1億5,000万円も市が肩代わりすると。あとは、河川の施設の原状復帰に1億5,000万円ほど概算で必要だったと。こういったリスクのあるところに事業としてお金を貸しておるのですけれども、僕は貸金を引き上げるというのではないのですけれ

ども、これに対してのリスクというのはどういうふうに受け止めているのかお聞かせください。

○議長 長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 先ほどの答弁と重複する部分がございますが、株式会社滝川振興公社の行っている業務、こちらのほうにつきましては公共的サービス、行政が行うべき部分についての補完をすべき業務を担っていると。そういった部分において、貸付金の部分についてサービスを提供する部分においての必要事業費について貸付けを行っている。先ほど砂川市の関係のお話もございましたけれども、仮にですけれども、そういった事象が起きてしまうと経営が破綻してしまうようなことになれば、貸付金の部分についてどれだけ回収ができるかというようなお話というのは、当然に福井議員がおっしゃるような部分と、あと振興公社が今持っている保有財産等々も含めて最終的にそれをお金として幾らまで相殺できるかというようなこともありながら最終的な結末に向かうものだというふうな認識はございますが、繰り返しの答弁で恐縮でございますけれども、あくまでも公共的サービスを提供いただいているという部分をやはりどれだけ重く我々としても受け止めていくのかということをしかり行政……私は担当部局の部長でございますけれども、そういった部分ではしかりとその部分についてはこれからの事業計画を見ながらも担当部局の中での審議、審査をした上で予算を議会の中でご審議いただいて、そういった部分をお認めいただくというような中で市民サービスの提供に努めていきたいというふうに考えてございます。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 大変よく分かりました。あと1点だけ確認させてください。

この借入金、要するに貸金は、主体は誰かということで、卵か鶏かの議論になるかと思うのですが、公社の事業報告書から察するに期をまたぐ数日のみ金融機関から借りていらっしゃると思うのですが、これ滝川市が金融機関を助けているのか、滝川市を金融機関が助けているのかだけ確認させてください。貸付金の主体をお伺いします。

○議長 長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 今のご質問の部分について貸付金の主体というような部分のお話があるのですが、その主体という部分を何を指して主体というようなことでの意図が少しちょっと私としても分かりかねるところがございますけれども、借手側の部分については滝川振興公社、貸手側の部分については当然滝川市と。ご質問にあるとおり、年度末において一部市内金融機関のほうから振興公社が借りて、そして貸付金をお返しすると。滝川市にお返しする。そして、新年度になった時点で滝川市が振興公社にお金をお貸しして、そのお金に基づいて市内金融機関のほうに借りたお金をお返しするという流れでございますので、それぞれにおいて借りる、貸す、そういった部分が主体という部分、流れにつきましては今私が、質問の答弁になっているかどうかというところもあるかと思いますが、そういった流れと、フローということでご理解いただければと思っております。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 ちょっとややこしい聞き方で申し訳ございません。そもそも借金が誰が貸したのかと。それを期をまたいで、要するに決算書に載せれないので、一回迂回させて、金融機関で二、三日に寝かせて、また返ってくるというのですが、一等最初の借金は滝川市が貸したのか金融機関

が貸したのかだけ確認させてください。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 振興公社の設立が昭和38年ということでございます。そこまで遡って全ての金融の経過というものはちょっと今申し上げられないところでありますが、昭和38年から、先ほどの答弁ありましたとおり、公共サービスを担うべく面的な整備、ハード整備等々に必要な事業を振興公社が滝川市のまちづくりの観点から株式会社として執行してきたということでございまして、経営に行き詰まったから借入金を今滝川市から借り入れているというよりは、卵と鶏でいいますと基盤整備等の必要性のために、投資のために借入れが始まったという認識でございます。

○議長 長 福井委員。

○福井議員 よく分からないのがよく分かりました。

次の質問に移ります。市が貸し出す極端に低い金利設定の適正性について。株式会社滝川振興公社への貸付金利は、平成25年から13年間にわたり年利が約0.025パーセントで、約6億円の貸付けに対して1年間の金利が約15万円であり、市内金融機関と比べても桁違いに低く、実質的に無利子貸付けに近い水準です。市長が貸す側と借りる側の双方の代表を兼ねている中で、これほど低い金利が設定されていることは、市民の利益を損なう可能性があり、行政として極めて不適切と思われます。仮に合意書等があったとしても、公金の適正管理の観点から問題が残ります。近年の銀行金利は上昇傾向にあることを鑑みても、このままの利率を維持するのであれば、市民の理解は到底得られないと思います。市立病院の看護師に対する初任給がほかと比べて高いため、ほかと同じ水準まで給料を下げようという議論がなされている中で、公社に対する利率を放置することはあまりにも不公平であり、二重基準と判断されるおそれがありますが、市は今後公社への貸付金について市内金融機関と同等の適正な金利設定へ見直す考えがあるかを伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 滝川振興公社への貸し付ける際の金利設定についてでございますが、滝川振興公社への貸付利率につきましては、振興公社の公共的役割などを踏まえまして、将来予測を立てやすく、安定的な経営を行うため現在は年0.025パーセントとしております。市内金融機関と同等の貸付利率にとのことでございますが、振興公社が支払い利息の負担によって安定的な経営と公共サービスの提供に支障が生じないよう、まずは現在の金利を維持することを考えておりますが、今ほどご質問にありましたとおり、今後振興公社の財務状況と、それから金利の動向、今非常に上昇傾向にありますので、こういったことを踏まえまして、総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 ぜひ近いうちに総合的な判断を聞かせていただきたいと思います。

◎2、行政運営

1、持続可能な組織運営について

次の質問に移ります。件名が行政運営、持続可能な組織運営についてお伺いします。1つ目、市

は職員の勤怠管理について新たに内部システムを導入し、より一元的かつ客観的に管理することができ、職員の事務負担も軽減されていくことと推察いたします。より高度に可視化する取組と職員の業務外の在庁時間の調査と選択的週休3日制の試行も踏まえた働き方改革に寄与する活用方法の展望などを伺います。

また、内部システム導入後の課題についても、あればお伺いいたします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 内部システム導入に関するご質問についてお答えいたします。

本市におきましては、現在全庁的な業務の効率化を図るため、電子決裁やペーパーレス化など内部事務の業務プロセスを見直し、ITを活用して抜本的に改善するBPRを実現する基盤として、行政内部事務システム全般の再構築を進めております。本事業の対象となります人事給与、庶務事務、財務会計、文書管理等システムのうち人事給与システムについては令和8年4月より本稼働しており、勤怠管理等を担う庶務事務システムについては令和8年4月より総務課と防災危機対策課において、また6月からは全ての所属において試行運用を開始したところでございます。今回の試行運用については、出退勤や時間外勤務の記録、管理により所属長が一元的、客観的かつ効率的にシステム上での勤怠管理を行うことができるようになるほか、給与明細の電子化も含めオンライン化による職員の負担軽減やペーパーレス化にもつながるものと考えております。また、今後の利活用の展望ですが、庶務事務システムでは選択的週休3日制等のシフト管理が可能となっているほか、通勤状況、扶養親族、休暇等に関する届出等を自席のパソコンから行うことが可能となっており、令和9年度に本稼働となった際には職員の事務負担がさらに軽減されることに加え、休暇申請と一体となった出退勤管理を行うことにより、より精度の高い勤怠管理を行うことで働き方改革に寄与するものと考えております。一方、システム導入後における課題につきましては、6月に全ての所属において試行運用を開始したばかりでありますことから、今後試行運用を行いながら課題についても整理をしてまいりたいと考えております。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 職員の負担軽減を願って、次の質問に移ります。

2つ目、始業前の時間外勤務についても終業後と同様に時間外手当が支払われる仕組みになっていると伺っておりますが、特に始業前の在庁時間と勤務時間のずれの扱いに対しては全所管を統一した対応が必要であると考えますが、市の見解を伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 始業前の時間外勤務に関するご質問でございます。ご質問にありますように、前後を問わず正規の勤務時間外におきまして、所属長が時間外勤務を命令し、実際に勤務した場合はその時間が勤務時間となり、時間外勤務手当を支給しております。これは、各所管統一された取扱いでございます。なお、既にご承知のことと思いますが、6月より開庁時間を変更したことに伴いまして、窓口業務の準備等を正規の勤務時間内に行えるようになりましたことを併せてご報告申し上げます。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 開庁時間が改正されたことによってそういう負担もどんどん減っていくということが分かりましたので、次の質問に移ります。

3つ目、現在時間外勤務の管理は各所管長に委ねられていると推察いたしますが、部署ごとの業務量の偏りや時間外勤務など組織構造的な問題が把握されているのか疑問があります。働き方改革を進めるためには、データに基づく業務量の可視化と分析が不可欠であると認識しております。業務量の格差について、市としてどのように分析なされているのかを伺います。

また、その分析結果を基にどのように改善につなげたか、これ先ほどの答弁にも少し出てきているので、重なる部分があると思うのですが、事例とそのプロセス、実績などをお伺いします。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 業務量に関するご質問でございます。部署ごとの業務量ですとか時間外勤務につきましては、いわゆる総務課におきまして毎月各所属の時間外勤務の時間数を把握しておりますとともに、時間外勤務時間の多寡のみでははかれない業務の内容等については、毎年行っている所属長ヒアリング、これなどによりまして各所属の業務量等の状況を把握しまして、分析しているところでございます。これらの結果を基に最終的には市全体のバランスを勘案しながら部署ごとに業務量も意識をし、人員配置するよう努めているところでありますが、年度途中における国の補正予算等に対応する臨時的な、または一時的な事業もございまして、業務量の増加が発生することも非常に多いという状況でございます。全ての所属の業務量や時間外勤務を均等にすることは極めて困難であるのが実情でございます。このような課題に対応する一つの方策としまして行政内部事務システムの再構築を行うということは、業務の効率化を図る有効な手段であり、全庁的に業務量を縮減することで職員の負担を軽減できるということで着実に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 内部システムの導入で先ほどの部分も、業務量の不均衡も是正されていくということが確認できましたので、次の質問に移ります。

◎3、病院行政

1、病院業務の特異性を踏まえた持続可能な組織運営について

3件目、病院行政、1、病院業務の特異性を踏まえた持続可能な組織運営について。滝川市立病院の職員は、ＩＣカードの運用で庁舎の職員よりも在院時間が正確に管理することができるようになっていますが、医療現場特有の勤務形態があるため、現状の人員では選択的週休3日制などの検討も困難と思われ、市役所以上に離職率改善と直結する勤怠管理の透明化が必要だと考えます。勤務前後の時間外勤務等と在院時間の差異に対しての取扱いについてお伺いします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 勤務前後の時間外勤務と在院時間の差異についてのご質問でございますけれども、勤務時間外に必要な業務につきましては時間外勤務手当の支給対象となります。所属長において超過勤務の命令を行っております。在院時間と超過勤務時間の差異につきましては、毎月事

務課において実時間数を確認するとともに、各所属長にも個人ごとの実績をフィードバックしているところでございますけれども、差異が生じる場合の多くはＩＣカードの打刻漏れ、また時間外勤務手当の支給対象とならない他団体での活動、時間外勤務時間中の休憩時間の取得によるものと把握しております。議員ご指摘のとおり、シフト制の導入など病院特有の勤務形態でありますけれども、今後においても適正な勤怠管理に努めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 再質問させていただきます。

私の聞き及ぶところ、これ今現在進行形かどうかまでちょっと分からないのですけれども、ある夜勤前の看護師が勤務時間より相当早く来て、引継ぎ、いわゆる病院の中でいう申し送りと申すのでしょうかけれども、準備や自己の業務に着手しているが、その時間については時間外手当も超過勤務も全くつかないということを伺いました。これごくごく一部のたまたまなのかもしれませんが、もしこれが少なくない実態であるならば大問題と考えますが、滝川市立病院の各職員の在院時間と勤務時間の差異のこういったような内容は報告は上がっていないということを確認させていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長 長 答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 ただいま再質問をいただいた件につきましては、夜勤の開始時間１６時３０分、入りの時間に対するものだというふうに認識をしております。夜勤帯に入る前に、今恐らく議員がご指摘の状況というのは、患者の情報をいち早く知りたいというような職員も中にはいらっしゃいます。そういう職員につきましては、少し早めに入ってきて、患者の情報を閲覧をしているということも実態として実は把握をしております。ただ、それが勤務時間なのかどうかということにつきましては、今運用としては４時半からの勤務で、勤務時間中に患者の情報を把握するというような運用でやっておりますので、この部分については不適切な部分はできるだけ適切にやれるように今病棟のほうでも改善に努めているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 改善の途上にあるということですので、次の質問に移ります。

市は勤務時間、時間外勤務外での在院時間の実態をどのように把握し、その対応や指導をどのように行っているのか、また同一職種において部署ごとの偏りや業務量の格差などの分析について伺いますということなのではございますけれども、先ほどの質問で勤務内外、在院時間の部分を省いた部分のご答弁をお伺いします。

○議長 長 答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 在院時間の実態についてご質問をいただきました。今同一職種で所属部署ごとの偏り、また業務量につきまして看護部を例にとって申し上げたいと思います。担当する科、また患者の病状、そして職員の経験値により差が生じてしまうことはあります。病棟に勤務する職員がこの５年間どういうふうに推移したかということだけ申し上げておきたいのですけれども、令和２年度の一月当たりの平均時間外勤務時間は全体で１４．７時間です。これは、令和７年度、昨

年度になりますけれども、8. 6時間まで減少をしてございます。そして、個人で一番多い職員、令和2年度は年間の最高時間数で374時間でしたけれども、こちらについても令和7年度は257時間ということで、いずれも改善をしてございます。これは令和元年度から実施している看護職員の離職防止の施策等が成果が出ているものというふうに認識しております。また、看護部に限らず、院内全体でも超過勤務時間も縮小しておりますし、休暇取得率も向上してございます。職員の総体の労働時間は縮小してきているという傾向にございます。今後においても引き続き患者数に見合った形で職員数を適正化してまいりますけれども、その中でも業務量と職員数のバランスにつきましてはしっかり管理し、極力部署間や職員間において業務が偏らないように配慮してまいります。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 次の、最後の質問に移ります。昨年度、経営改善の方針で新規採用看護師の初任給削減案が提案された後、保留となったことで本年度については従来どおりになりましたが、保留に至った経緯と理由について伺います。

また、この削減案は、将来持続可能な医療体制の構築に対して大きな影響を及ぼすおそれがあるため、一刻も早く白紙撤回する必要があると考えております。保留とした上で、なぜ白紙にならないのか、具体的な理由をお伺いします。

○議長 長 答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 看護師の初任給基準の見直しについてでございますけれども、昨年7月の厚生常任委員会において経営改善に対する市立病院の取組の一つとしてお示しをいたしました。これまでの間の院内外での再検討の必要性についての様々なご議論、そしてご意見をいただいていることに加え、引き続き離職防止対策、確保施策を継続することにより確保に努めることとの整合性、そして市役所の保健師や看護師の確保施策とのバランス、そして国における診療報酬改定や補助金等の動きなど総合的に考え、昨年11月の厚生常任委員会で少なくとも令和8年度に向けた見直しは時期尚早であると考えて、保留とする旨を報告いたしました。当院としては、昨年の時点においても当面の間改めて初任給基準の見直しについてお示しをする考えはございませんでしたし、現在も職員労働組合に提案もしていない状況であります。昨年度に方針を一旦保留にとどめたことをきっかけといたしまして、市立病院の設置者である市長の責任論など思ってもみない様々な論争に飛び火しているということについて管理者である院長を含め当院として大変困惑し、また憂慮しております。とりわけこれまでの市議会における議論の過程からあたかも看護師の初任給を他の自治体病院よりも低い水準に削減する方針であると誤解されている受け止めも多いです。看護師や看護学生等を志す看護学生等への不安と混乱を招く形になっている状況につきましては、人員を抑制しながらも引き続き看護師の確保対策を推進する当院としては全く本意ではございません。こうした状況を踏まえ、これ以上現場の不安と混乱を助長する状況が続くことは今後の当院における看護師の確保対策に大きな影響を与えるものと判断したことに加え、令和7年度に一旦保留の判断をした状況と現時点において大きな情勢の変化もありませんので、今般、看護師の初任給基準の見直しにつきましては取りやめとしたいと思います。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 ただいま取りやめというご答弁をいただき、大変納得いたしました。

私の質問は以上で終わります。

○議長 長 以上をもちまして福井議員の質問を終了いたします。

荒木議員の発言を許します。荒木議員。

○荒木議員 それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

◎ 1、行政運営

1、選択的週休3日制の導入について

まず、1点目の行政運営、選択的週休3日制の導入について伺います。要旨1番目であります、勤務時間の割り振りの変更を活用したフレックスタイム制は既に導入されております。先般週休3日制導入に関する報道が数社からなされました。6月1日から導入ということで、一部には試行というふうに書いておりますが、一部というか、試行だということは私は既に確認しておりますが、市として今後どのような目的と必要性に基づき実施していくのかを伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 選択的週休3日制の試行に係ります目的と必要性に関するご質問でございます。まず、目的につきましては、職員個々のライフステージに合わせた多様な働き方を提供し、ワーク・ライフ・バランスを推進することにあります。働き方の選択肢を増やすことで職員一人一人が心身の健康を維持し、活力を持って業務に励むことができる環境を整えることにより組織全体の活力向上と持続可能な職場環境の構築を目指すものでございます。

次に、必要性につきましては、現在国家公務員では平成28年度の限定的な導入を経て、令和7年度からは原則として全ての職員が利用可能な制度へと拡充が図られております。こうした動向を踏まえまして、本市におきましても職員に対して時代に即した多様な働き方を積極的に提供するため、先ほどご質問いただきましたとおり、6月1日から総務部の職員を対象として試行を開始したところでございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 次の質問に入りますが、ちょっと前段、このことについて報道されましたので、数人の市民とこの話になったときに市民として、限定された方ですが、この導入について否定的な意見は聞いておりません。私は捉えとして非常にいいことだというふうに思った上で2番目に入りますが、新たな制度導入後には様々な課題が出てくると思われます。私が考えられる事項としては、それを利用する職員の数と理由、それから職場でのどういう弊害が出るか、時間外勤務へどういう影響が出るか、離職防止効果などがどの程度になるかということが挙げられるのですけれども、現時点における市の検証方針をどう考えるのか伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 現在総務部の職員を対象としまして試行を開始したばかりの段階でございますが、詳細につきましては今後詰めていく形となります。今ほど議員よりご指摘をいただいた数点の内容、

これも検証内容として確認をしていきたいというふうに考えております。具体的には、当該制度を利用した職員への聞き取りに加えまして、週休3日の希望はありましたが、利用しなかった、またはできなかったという職員がもしいた場合の意向及び利用した職員が1日不在となったことによる周りへの影響等についてもアンケート等の手法により広く意見を集め、施行内容について検証し、それを基に今後の制度の在り方について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 それは分かりました。

もう一点これに関係して伺っておきます。私が社会人だった42年前ぐらいなのですけども、基本的には民間も導入しているところがありましたが、官庁はほとんど週休2日制ではなかった時代です。土曜日は半日という体制で、その後官庁も導入し始めるのに結構長い期間かかっていると思うのです、多分。こういう方針でいこうということで、それは10年や15年ぐらいのスパンはかかっていると思うのですが、これ週休3日制、当時週休2日でさえなかった時代に週休2日制がベースになったという歴史を踏まえた上で、今回試行というふうにおっしゃっているのですが、これどれぐらいの期間で見るのですか。最低1年、必要ないならやめればいいのですけれども、それが1年ぐらい見るのか2年ぐらい見るのか、どういうおつもりでしょうか。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 今後のスケジュールになろうかというふうに思いますが、まず今ほど申し上げた総務部による先行試行、6月からでございます。様々試行結果の振り返りを7月頃に行いつつ、全庁的には予定としましては検証してのことにはなりますけれども、9月頃から3月、年度内にかけてまずは全庁的な試行という位置づけにしていきたいというふうに考えております。これ本格実施ということになりますと、条例改正等も絡んできますので、次年度以降ということになろうかというふうに考えております。

○議長 長 荒木議員。

◎2、選挙事務行政

1、統一地方選挙関係費用の負担について

2、公営ポスター掲示場の設置について

3、選挙時の公平性の担保について

○荒木議員 それでは、次に参ります。選挙事務行政ということで、1番目、統一地方選挙関係費用の負担についてということで、ちょっと前段、このことを一般質問でやるかどうかというのは非常に迷いました、正直。ただ、時期的なものもそんな直前になってやりにくいということと一応投げかけというか、議論を喚起するという意味で今回質問させていただいておりますが、その1番目、来年4月執行予定の統一自治体選挙について、事務費を含む様々な費用は全額市費の負担と理解して間違いがないか、これ確認です。伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 ただいまの統一地方選挙に関する費用についてのご質問ですが、来年

4月に執行予定の統一地方選挙のうち滝川市長及び滝川市議会議員選挙における費用については、全額市の費用負担となります。一方、北海道知事及び北海道議会議員選挙の費用につきましては、執行経費について道より交付金という形で交付されます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 2番目以降にちょっと関係してくるので、確認のために伺いたいのですが、2番目に入る前に伺っておきたいのですけれども、これ国政もあり、他の自治体選挙もあり、地方公共団体の選挙ということです。ちょっと複雑なのですけれども、例えば直近のフルで設置したというか、現行フルで設置された昨年の参議院議員選挙の、これは国から交付はあるのですけれども、公営ポスター掲示場の設置に関わる費用が分かれば。分からなければ、今ちょっと用意していませんということで結構なのですが、幾らぐらいかかったのかということです。

○議長 長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 今ご質問のありました直近という形で令和7年度の参議院議員選挙のポスター掲示場の関係ですが、ポスター掲示場の作成、設置、撤去、あと維持管理、全ての費用を含めまして611万3,360円というふうにかかっております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 2番目に入ります。公営ポスター掲示場の設置についてということで、本年2月の衆議院選挙においては積雪の影響等を考慮した上で設置箇所を減らして実施されました。公職選挙法施行令第111条では、ポスター掲示場の設置に関する規定が定められております。投票区ごとの選挙人名簿登録者数、面積に応じた設置が求められておりますが、本市の条例では市長及び市議会議員選挙において法令の規定に従った総数のポスター掲示場を設置でき、また特別な事情があるときにはその総数を減らすことができるとされております。公職選挙法に基づく本市における設置数が現状で、約で結構ですが、何箇所なのか。

それと、特別な事情があるときはどのような場合が、特別な事情の具体的なものです。ないのかもしませんが、なければならないということで、特別な事情というのはどういうものを指すのか伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 ただいまご質問ありました設置数についてですが、荒木議員のご指摘のとおりポスター掲示場の数につきましては公職選挙法施行令第111条において投票区ごとの選挙人名簿登録者数と投票区ごとの面積に応じて決まっております。直近でいいますと、滝川市におきましては15投票区ございまして、その総数が112か所となっております。本年2月の衆議院議員選挙での政令で定められた数が今申した112か所ですが、それにつきましては衆議院議員選挙につきましては選挙期日確定から公示日までの日数が短く、また除排雪作業なども必要となることから、公示日までに設置することができないという理由で32か所の設置数に減少しまして、道と協議を行って、同意を得たところでございます。今までの選挙におきましても、投票区内に農耕地や公園、公共施設等の占める面積の割合が高いという理由で、政令で定められた設置数より減少して設置を行っております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 それでは、3番目に入ります。選挙時の公平性の担保についてということで項目はなっておりますが、選挙において法に基づく秩序や公正性、公平性は担保されなければなりません、ポスター掲示場の設置数を減じることについては、仮にするとすれば、ついでには全戸に配布される選挙公報にて候補者情報が代替できる点や、あるいは選挙費用が総体的に減るといいますか、さらには候補者の過度な負担というか、これ大変なのです、100か所以上貼るといえるのは。軽減できる点などから、私は減ずることが検討に値するのではないかというふうに個人的に考えております。様々な議論やどんな手続か分かりませんが、それを踏まえた上で思い切って減ずることが実現の余地があるのかどうかを伺っておきます。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 荒木議員のおっしゃるとおり、選挙は法に基づき公平、公正に執行されなければならないというのが大前提でございます。それを踏まえた上で、ポスター掲示場の設置数の減少については今までも政令により減少して設置しているところでございますが、今後も設置場所などの様々な面を考慮して設置数を検討していきたいと思っております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 最後に1つだけ。個人的な投げかけも含めてなので、明確なご答弁はできないのは分かった上で質問させていただきますが、そもそも選挙に関わることってほぼアナログが多いのです、投票行為も含めて。アナログが悪いとは言わないのですが、法の施行時、恐らく何十年前も前だと思うのですけれども、その頃には例えばSNSの発信だとかもちろん想定もされておられませんし、旧態依然としたものを継続していくことを前提に法律が施行されていると思います。私は、例えば投票所前に限定をして、掲示板ではなくて、デジタルに対応する、電子化のデータに対応できるような公営掲示板の、初期費用はかかるし、当然メンテナンスの費用もかかると思うのですけれども、そういうものも思い切って一度議論する余地があるのではないかというふうに思っています。これ実現すれば恐らく全国で初ということになりますし、いろんなことに刺激を与えることになると思うので、そういうようなことも含めて様々な議論を今後していくという可能性はあるかどうかだけお答えをいただいて、終わります。

○議長 長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 ただいまの荒木議員の質問ですが、明確なところでいいますとどうするということは今現在は当然お答えすることはできませんが、ただ確かに昔からの法令に基づいてやっている部分であり、様々ここ数年でもいろいろ法律も変わってきております。ですので、今後そういった法律の変化もあるかもしれませんし、また技術的な面でももしかしたら今よりもっといい方法が出るかもしれないというのは当然あるかと思っております。そういうことも含めていろいろ考えていかなければならないと思っておりますが、具体的に今荒木議員から提案があったようなことが現実かどうかというのはちょっとまだ分かりませんが、取りあえずそういったものも含めていろいろと今後は検討していきたいというふうに考えております。

○荒木議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

時間が経過しておりますので、この辺で若干休憩いたしたいと思います。再開は、午後２時３５分といたしたいと思います。それでは、休憩いたします。

休憩 午後 ２時２４分

再開 午後 ２時３２分

○議長 長 休憩前に続き会議を再開いたします。

藤田議員の発言を許します。藤田議員。

○藤田議員 市民ネットワークの藤田でございます。議長から発言の許可を受けましたので、通告に従い質問させていただきます。

◎１、市長の基本姿勢

１、人口減少社会における持続可能な自治体経営について

件名１、市長の基本姿勢、人口減少社会における持続可能な自治体経営についてお伺いします。
本市におきましては、人口ビジョンの推計によれば２０４０年には生産年齢人口が２０１０年比で４０パーセント減少するという見通しが示されております。また、令和２７年には老年人口が生産年齢人口を上回ることが総合計画にも明記されているところです。さらに、今年２月の全議員説明会において示された財政収支の見通しでは、令和８年度から令和１７年度まで毎年収支不足が続き、基金残高は１０年間で約２３億円減少するという見通しが示されたところであります。これらは、いずれも本市が示した将来推計でございます。人口構造や財政状況の変化に対応した自治体運営が求められる時代に入っているものと私は認識しております。

そこで、お伺いいたします。人口減少、少子高齢化が進行し、生産年齢人口の大幅な減少が見込まれる中、市長は１０年後、２０年後の滝川市をどのようなまちとして維持、発展させていきたいとお考えなのかを伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 人口減少社会における持続可能な自治体経営についてのご質問でございますが、優先すべき点としまして、１０年後、２０年後、将来にわたり市民の皆様が住み続けたいと思えるまちづくりを実現することであり、そのためにも当面は子育て支援の充実をはじめとした定住人口の確保対策にソフトとハードの両面から取り組み、確実に推進をすることが重要であると考えております。あわせて、将来の人口規模をしっかりと見据えまして、インフラの適正管理や地域公共交通の維持、確保、中古住宅取得や空き家解体への支援による住環境の維持、改善などコンパクト・プラス・ネットワークの視点によるまちづくりを推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 藤田議員。

○藤田議員 それでは、次の質問に移ります。人口構造や財政状況の変化を踏まえて、市長は本市の財政運営の持続可能性についてどのように認識されているのかお伺いいたします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 人口減少社会における財政運営の持続可能性についてであります。本市におきましても人口減少に伴う市税収入の減少と高齢化の進展による社会保障費の増大という構造的な課題に将来も含めて直面をしております。こうした状況下におきましても将来にわたって質の高い行政サービスを提供し続けるためには、安定的な財政基盤を維持することが不可欠であると認識をしております。本市の財政状況を示す各種指標につきましては、毎年ご報告していますとおり、いずれも健全段階であります。今後のさらなる人口減少等を見据えまして、スクラップ・アンド・ビルドの視点を持ち、事業の見直しも行いながら、安定的な財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長 藤田議員。

○藤田議員 それでは、再質問させていただきます。今答弁があったと思いますけれども、そういった中でもこういった10年間で今後23億円基金が減少する可能性があるという、この状況が目の前に迫っているということなのではございますけれども、そういった中で今の答弁の努力論といいますか、そういった認識で23億円のこの問題を解消できる可能性があるのか、現実問題どう考えているのかという認識を伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 今ほど23億円の減ということでお話をいただきました。資料といたしましては、基になっておりますのは財政収支の見通しの資料のことかというふうに推察いたします。この資料につきましては、様々仮定を重ねてシミュレーションしたということございまして、この数字がどういうふうに動いていくかというのはまだ確定的には、10年後、20年後確定していくものではちょっとないというふうに思います。そういう中で、大型の事業がこれから続いていくという点では、事業費を大きく要していくという状況でございますので、そういった必要な事業については着実に進めながら、今努力論だというご指摘もありましたけれども、不確定要素についても私どもの努力で獲得できるものについては、それはできるだけ獲得をして、財政収支がいい方向に向かうようにそこは努力をしていくということで、繰り返しになりますけれども、対応していきたいというふうに思います。

○議 長 藤田議員。

○藤田議員 それでは、次の質問に移ります。こうした厳しい状況の中にあっても市民生活に直結する学校、公共施設、除雪、公共交通などの行政サービスを持続的に提供していく必要があると考えております。今後財政規模の縮小が見込まれる中で、市民生活を支える行政サービスをどのような考え方で維持していくお考えなのかお伺いいたします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 行政サービスの維持についてのご質問でございます。先ほど答弁させていただきましたとおり、コンパクト・プラス・ネットワークに重点を置いたまちづくりを推進していきます中で、人口規模や財政状況を踏まえた効率的なサービス提供を目指しているところであります。また、現状専門人材の不足によりまして行政サービス機能が低下することが懸念されるなど地方都市が抱え

る共通の課題がございます。こういったものにつきましては、中空知定住自立圏をはじめ一部事務組合等、こういった広域連携の仕組みの中で効率的なサービス手法の可能性なども検討しながら、質の高い行政サービスの維持、さらには持続可能な市政運営の確立に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 長 藤田議員。

○藤田議員 それでは、再質問させていただきます。今の答弁から再質問させていただくのですけれども、これらの行政サービスを、認識としてちょっと伺いたいのですけれども、10年間、10年後とかも維持していけると考えている認識なのかどうか伺いたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 10年後までの維持ということですが、ソフトですとかハードの部分、インフラの部分、様々なサービス維持の観点があるかと思います。そういう中で、どの部分という具体的なことは今申し上げられませんが、フルセットでの行政というものが10年、20年と全て人口減少の中で続けられていくということはなかなか難しい部分があるかと思うので、そういった部分は先ほどのコンパクト・プラス・ネットワークを含めまして人口減少に対応した形、そういったものも踏まえながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 藤田議員。

○藤田議員 再度認識の再々質問させていただきます。ということは、現在での水準での維持は難しいという認識でよろしいですか。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 一つ一つの行政サービス全て、どの部分というのはちょっとなかなか難しいですけれども、一般論として人口規模に応じてできていたことや成り立っていたこと、こういったことが財政的な面も含めましてある程度縮小せざるを得ないとか、やり方を変えて、もっと効率的にやらなければいけないですとか、そういったことは観点として出てくると思いますので、今と水準は同じかどうかということでもありますけれども、市民生活に影響を与えないようにどのようにサービス維持をしていくかということが一つの考え方になろうかと思います。

○議長 長 藤田議員。

○藤田議員 それでは、次の質問に移ります。これまでの質問を踏まえてお聞きします。今後の自治体経営において何を優先して守るのか、何に重点的に投資するのか、そして何については見直しや縮小も含めて検討すべきとお考えなのか、その基本的な考えを伺います。

あわせて、お伺いします。市長は、人口減少が進行する今後の自治体経営について、従来の行政運営を基本としながら対応していくお考えなのか、それとも行政サービスの在り方や資源配分の考え方を含め人口減少を前提とした経営への転換が必要とお考えなのか、その認識をお伺いします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 ただいまの藤田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、自治体経営につきましてはコンパクトシティを目指すということで、賢く縮むまちを目指そうという言葉は数年前から私は使わせていただいております。議員おっしゃるとおり、今後の人口減少ですとか

行政の人材不足、様々な面を考えると、やはり賢く縮んで、コンパクトなまちづくりを行っていかねばいけない。そして、取捨選択をしながら何を優先し、何を待っていただくかということも市民の皆さんに説明をしながら進めていかねばいけない。先般駅前を見直し、今回学校事業と、また子育て支援施設のほうにシフトしているのもその一環だというふうにご理解をいただければというふうに思っております。また、公園の見直しですとか様々なものも見直しを行っては少しでも維持経費を削減していく、そのような努力をもう既に始めていると私は思っております。

そして、今後の在り方についてのお話でしたが、自治体が今のままで成り立つとは思っておりません。当然フルセットの行政、市民の皆さんに望まれてもできないものはできませんと言うしかないのだろうなというふうに思っております。そういう意味では、広域連携といいですか、合併はこの周辺は難しいと思いますので、いかに広域で連携しながら、お互いの資源、素材を生かし合いながら連携していくか。例えば今私が提案しているのは、先ほどの部長の答弁にございましたけれども、定住自立圏とかさらにもっと一歩進んだ連携医療法人を病院として今考えているのと同様に、一つの自治体から拠出した人間が一つの会社をつくって、その中で様々な委託事業を受けて、例えば専門的な、今土木ですとか建築の人材がなかなか得られない。そういう人たちをどこからお借りしてきて、その人たちの知恵を使って自分たちの自治体経営の中に生かしていく、そのようなものをつくっていくような形もこれからはあり得るだろうなと。そういう広域自治体の連携という形が私は望ましい行政の在り方でないのかなと思って、それを模索してみたいなというふうに思っております。これは、周辺の首長たちともそのお話をさせていただいているわけございまして、それぞれやはり同じ自治体の経営者として悩みを抱えていますので、同じ悩みとして、共通した今認識でもございます。また、例えばホールの問題にしてもそうなのですが、では滝川がホール機能を持つ、持たないの問題というよりも、中空知全体としてそういう施設が1つあったらいいねという考えの下に滝川がそれを負担するならば、ほかのまちにはほかの施設を負担していただく、またお手伝いをいただく、そのような考え方も今後持っていかなければ、それぞれのまちが全部持っているフルセットは無理ですし、それぞれが全部の行政を行っていく、市民サービスを行っていくのは果たして全部できるかということは非常に厳しいなという予想ができますので、それを考えて、賢く縮んで、そして充実したまちづくりを目指していく、これが私の今の考えであります。

○議 長 藤田議員。

○藤田議員 では最後に、再質問させていただきます。今市長のご答弁の中で賢く縮むというワードが出てきたと思うのですが、その中で市長の中の考え方を伺って終えたいと思うのですが、優先順位というのは存在しますか。賢く縮む中での優先順位。行政サービスはどれも大切なことだと思うのですが、その中でどういった優先順位の考え方を持って賢く縮んでいくのかというのを考え方、認識を伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまの再質問でございます。賢く縮むというのは、言葉だけかっこいいねというふうに思われているかもしれませんが、なかなかこれは難しいことだと思います。その中において

は市民の要望、需要、そして財政的な需要、それらを全て勘案しながらできること、できないことを瞬時に判断していかなければいけないことが多々あるかと思いますが、やはり市民の期待するものに対して満足度、そして持続可能なまちづくりにつながること、それを行っていくことが賢いことだと私は考えております。そうにご理解いただければと思います。

○藤田議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして藤田議員の質問を終了いたします。

柴田議員の発言を許します。柴田議員。

○柴田議員 会派清新の柴田でございます。以下、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

私の質問は1件だけなのですが、先に安樂議員、さらには今の藤田議員と同様の質問でありますので、内容を絞って1点だけ質問をさせていただきたいと思います。

◎1、市長の基本姿勢

1、人口減少下における総合対策の早期策定について

今ほど藤田議員の質問に対する市長の考え方を聞かせていただきました。まさしくそのとおりだと私は思うのですが、問題はそのスピード感、10年後の話を5年後にやってももう遅いのです。今年が私はぎりぎりなのかな、今年度がぎりぎりなのかなと思っています。その判断、決断、そして基本対策をこの年度内にも立ち上げて、実行していく時期に差しかかっているというのが私の質問の趣旨であります。このことについて市長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 ただいまの柴田議員のご質問でございます。いろいろスピード感は当然増していかなければいけないということで、先ほどの藤田議員のご質問に答えましたけれども、重点政策等いろいろと賢く縮むことは既に始めていますよというお答えをさせていただきました。私が答えました連携医療法人につきましては、来年の2月をめどに構想を取りまとめていくということになってまして、それまでに専門部会、首長等の懇談は行われて、病院の連携はそれで何とかいくのではないかなと。私は進めていきたいと。それは、スピード感を持ってやるべきという認識の下です。

もう一つ、先ほど言いました広域行政につきましては、今の広域圏を解散して、新しい形のものをつくりたいということで各首長にお話をして、内容について今副市町長で練っていただいております。また、開発局、北海道庁のほうにお話をして、協力していただけるかどうかという旨のお話をしながら進めているところでありまして、北海道庁のほうからも全面的に協力したいというお話もございますので、それらの意向を受けながら、ただ来年が改選期でございますので、そこに今手をつけるのがいいかどうか、改選後の課題として残したほうがいいのか、そこはちょっと今考えどころではございますが、それを見据えた上でスピード感を持ってやりたいというのは、進めているということはぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 再質問して終わりたいと思います。今の市長の考え方、よく理解をできました。しかしながら、再度申し上げたいのですが、現実問題として一般会計以外の会計、実はいっぱい

いで、経営が成り立っていったいないのが今現状になってきています。本当に近々料金を引き上げるだとか手数料を引き上げるですとか、様々な課題が目の前に差しかかっているという状況になっております。今日は質問の中には入れませんでした、A Iの問題も目の前にぶら下がっている、このような状況の中で、やはりちょっと任期の前か後かというのであれば、私は任期中に方向性を出して、市民に問う必要があるのではないかと、こういう立場で今日お話を申し上げております。再度市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 一般会計以外の他会計の問題につきましては、いろいろと議論の余地はあるなというふうに、認識の違いは若干ございますので、それについてはいろいろご意見があるかと思います。また、スピード感につきましては、ご指摘のとおり早ければ早いほどというのは確かにそうありますが、せいては事を仕損じるということもございますし、いろんな方々を巻き込んで、非常にこれ大きなやり方でございます。国のほうにもお願いをしなければいけない。北海道庁にもお願いをしなければいけない。そして、何よりも5市5町、この10市の皆様方の、市民、町民の皆さん方のご同意がなければなかなか進められない、議会がございますので。それらを考えますと、そんなに年度内というふうに言い切れるかどうか分かりませんが、柴田議員のご要望として受け止めて、ご期待に沿うように努力をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○柴田議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして柴田議員の質問を終了いたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 最後の質問させていただきます、公明党の三上です。本日最後ということです。私の最後でないので、よろしくお願いいたします。

◎1、滝川駅周辺地区再生整備

1、旧スマイルビルの跡地利用について

2、旧スマイルビル解体事業への補助金等について

それでは、駅前周辺の整備事業について順次伺ってきたいと思います。まず、旧スマイルビルの跡地利用について伺いたいと思いますが、旧スマイルビル解体後の跡地の活用構想というか、今後どのような整備方針を持って進めていくのかということを伺っておきたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。岡崎総務部次長。

○岡崎総務部次長 旧スマイルビルにつきましては、老朽化が著しいことから今年度におきまして解体工事に向けた実施設計に取り組むことを予定しております。解体後の跡地につきましては、この実施設計において検討する解体期間や地下構造物の取扱いを含めた解体条件も踏まえつつ、基本構想における将来ビジョンの達成に向けて本年度をめどに具体的な活用に関する検討を進めてまいります。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 ということは、まだ具体的な構想についてはできていないと。これからだという考え

でよろしいですか。その際に、以前から出ておりますけれども、この跡地についてはいろんな話が出ていました。民間活用して、何とか駅前のにぎわいをつくりたいとかいろいろありますけれども、更地の状態、この状態を、いつぐらいまでの期間更地の状態にしておくのか、解体後。それを聞いておきたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。岡崎総務部次長。

○岡崎総務部次長 跡地をいつまで更地にしておくのかというようなご質問かと思っておりますけれども、跡地につきましてはイベント広場等による暫定的な活用も含めまして、駅周辺地区の魅力向上やにぎわい創出に寄与するよう地域活性化に向けて活用してまいりたいと考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 次の質問に移っていきますけれども、旧スマイルビルの跡地利用計画ができていないとでは、多分あそこを取り壊すにしても補助金の活用、最大限活用できる、できない、そういうことに関わってくると思うのです。ですから、本来ですと計画をきちっとつくっておいて、それから取り壊すという状況になればなというふうに思っておりますけれども、国あるいは道からの補助金の活用の可能性について伺いたいと思います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。岡崎総務部次長。

○岡崎総務部次長 国や道における補助金等に係る交付条件につきましては、補助の目的や性質によってその要件が大きく異なります。例えば先般白紙とさせていただきました滝川駅周辺地区再生整備事業におきましては、都市機能の集約を趣旨とする補助事業の活用を見込んでいたところですが、この補助事業につきましては地区全体に係る整備計画を定めて、エリア全体に係る整備事業を対象としております。一方で、今年度実施する旧スマイルビル解体工事実施設計業務において見込む空き家対策関連の補助事業につきましては、市全体の空き家対策関連計画に基づき実施する解体事業を対象としております。このことから、旧スマイルビルの跡地利用計画があることによって補助金等の活用の可能性があるか否か一概に判断することは難しい状況ですが、その時々における国や道の補助制度を的確に把握し、有利な財源の確保に努めてまいります。

○議 長 三上議員。

○三上議員 それでは、そういう跡地の活用の構想がある、ないにかかわらず補助金が活用できるかどうかというのはまだ不透明だと、これからだということなのだと思います。それで、市長が駅前整備を断念する前にいろいろ話しておりましたけれども、あそこの跡地というのは当然補助金を活用するためにイベントだとか、そういうことだけでは駄目だということなのですね。それちょっと確認しておきますけれども。

○議 長 答弁を求めます。岡崎総務部次長。

○岡崎総務部次長 今年度活用しております空き家対策総合支援事業補助金を活用するとした場合は、イベント広場等でも対象となります。

○議 長 三上議員。

○三上議員 駅前は滝川のまちの顔でありますし、活性化が市の活性化に、にぎわいとか、そういうことに関わってきますので、ぜひ最大限補助金を活用しながら、あそこ、駅前を、市民の憩い

の場になるのかどうか分かりませんが、市民が喜んで使えるようなものにしていただきたいなと思います。

◎ 2、中東情勢による市民生活への影響

1、ナフサ不足による市民生活等への影響について

2、物価高対策について

次、中東情勢と市民生活への影響について伺いたいと思います。先ほど来質問で出ていたとおり、市民の不安をあおるための質問ではございませんので、その辺はよろしく願いいたします。ナフサショックというのがありまして、ナフサ不足が市民生活に影響を与えるということで、まず公共工事とかいろいろな部分に波及するのではないだろうかと思っております。市としてはどのように分析しているのか、このナフサショックについて。まずは、伺っておきたいと思います。

○議長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ナフサ不足による市民生活等への影響についてのご質問でございますが、ご質問にありましたとおり、中東情勢の緊迫化に伴いますいわゆるナフサショックの影響で全国的に様々な製品の価格高騰や納期の遅延が発生しているとの指摘があるところでありますが、国は米国等からの輸入拡大を図りまして、日本全体として必要となる量を確保し、年度を越えた来年春まで供給が可能であるというふうに説明をしております。本市におきましては、一部スーパー等でビニール袋が品薄になったとの情報があったところでございますが、現時点で日用品や建築資材などにおいて供給量が大きく不足しているという状況ではないというふうに認識をしているところでございます。また、公共工事等の発注の影響につきましては、指定ごみ袋作成業務におきまして原価の上昇による契約変更を行ってはおりますが、その他の案件での入札不調ですとか工期の遅延等は発生していないという状況でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 まずは、市民の皆さんは安心されるのではないだろうかと思っております。機会があるごとに市としても市民に対してそういう情報をお伝えしていただいているし、これからもお伝えしていただきたいなと思っております。

ナフサ不足で一番心配しているのが命に関わる部分でございます。滝川市立病院への影響ということで伺っておきたいのですが、医療資材の不足による診療、手術体制などに影響が出るのか出ないのか、この辺について伺いたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 医療資材不足による診療、手術体制の影響についてのご質問ですが、資材の買占めが起きないよう製造業者による出荷調整が行われているものの、滝川市立病院においては当面必要な医療資材は確保されていることが確認できており、現時点において診療、手術体制への影響はありません。今後においても欠品が生じないよう製造、卸業者と密に情報交換を行い、資材の安定的な確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 当面は手術資材は在庫されていると、そういう診療だとか手術に関わるような不足は生じないということなので、市民の皆さんも安心されるのではないだろうかと思います。

次の物価高対策について伺いたいと思います。イランの情勢がちょっと終結するのではないだろうかというニュースも一部でありますけれども、ただ、今すぐ終結したところで原油高というのは当面このまま続くのではないだろうかというふうに思っております。原油高騰における物価上昇について、市民の支援策について今の段階で考えていることがあれば伺いたいと思います。先日国では3.1兆円の補正予算をつくりましたが、それがどれだけ我が地方に回ってくるのか不透明な部分もありますので、その辺も含めてお答えいただければなと思っております。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 物価高対策についてのご質問ですが、中東情勢による原油価格高騰やそれに伴う物価上昇は、市民生活及び地域経済に大きな影響を及ぼしているものと認識をしております。今般の原油価格等の高騰につきましては、全国共通の課題であることから、その対策については国が主体となり実施すべきものと考えております。本市としましては、今後の国の動向を注視しつつ、市民生活や地域経済に与える影響や実態の把握に努めるとともに、必要な支援策について北海道市長会等を通じて国に要望してまいりたいと思います。今ほど議員からお話のありました補正予算ということでございます。重点支援地方交付金につきましては、まず今通知を受けたところでございます。それほど大変な金額ということではないかと思いますが、今後検討しまして、しかるべき時期に予算の上程をさせていただきたいと思います。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 今現状商品券を市民の皆さんに使っていただいていると思いますけれども、それが切れた後です。その辺をちょっと考慮していただきたいなというふうに思っております。

◎3、教育行政

1、大規模ホールのあり方について

最後に、教育行政について伺いたいと思います。大規模ホールのあり方について伺いたいと思いますが、先ほど市長のほうから賢く縮むというキーワードが出てきました。この賢く縮むというのは、私は大胆に捨てるものは捨てて、選択と集中が大事なのだというふうに思っております。そういった意味で質問させていただきますけれども、新たな大規模ホールの整備を行わず、近隣自治体施設の活用を含めた大規模ホールについての今後の考え方について伺いたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 大規模ホールのあり方についてのご質問でございます。令和8年第1回定例会におきまして三上議員のご質問にお答えをした考え方につきまして現在のところ変更はございませんで、大規模ホールの実現、これは非常に難しい部分はあるというふうに感じておりますが、その実現性については引き続きしっかりと考えてまいりたいというふうに思います。なお、近隣自治体の施設活用につきましては、令和8年度から新たに文化活動奨励費補助金の予算を措置し、市内の文化団体の文化、芸術、音楽活動への支援を開始したところでございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 この大規模ホールについては、曖昧に終わっております。駅前を断念したときに造るのか造らないのか、あの位置とは限らないですけれども、造るのか造らないのかはっきりしておりません。これからどんどん大きな公共工事が続きます。そういった意味では、大規模の文化ホールは今後建てることは難しいだろうと思っております。ですから、市長は、建てるのであればいいです。建てられないというのであればしっかり市民に説明して、今滝川はこういう状況だからできないのと言うときではないだろうかと私は思っております。市長、考えをお聞かせください。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 ただいまのご質問でございますが、いろんな財政的な問題から駅前の問題については、これは撤回しました。しかしながら、私としてはホール機能は必要であるというふうに思っておりますが、それに代わるものを近々教育委員会と相談しながら旧の学校を使って造りたいなというふうなことは今検討はしております。しかしながら、大ホールは難しいと三上議員がおっしゃっているのはそのことだと思うのですが、私としましては確かに今現在の財政状況では非常に厳しいのだと思います。今すぐにと私は申し上げているわけではございませんが、先ほど藤田議員のご質問にもお答えした中において、フルセットの行政は難しいから、機能分担を広域的にやっていきたいと。その中で、大ホールにつきましては今近隣の自治体を活用させていただいておりますけれども、その近隣自治体のホールもかなり老朽化が進んできております。今後その建て替えをするときに今ある自治体がそれをできるかどうかというのも定かではないという中において、幾つかの首長から滝川市にホールがないのは5市5町の中心市としては非常に寂しいと、ぜひ造ってほしいという近隣の首長からの要望もございますし、文化団体からも根強いご希望がございます。私はやはりその声にはお応えしたいなというふうに思っているわけでありまして、今ここでやめますということは決して言いたくはありません。何とか可能性を探っていく、はたしてもずっと造りたいのだという思いを私はここで述べさせていただきたいというふうに思っております。しかしながら、時間はかかると思います。そんな簡単なことではございませんし、様々な資材の高騰を含めたら大きな問題になるということは分かっておりますけれども、私としてはぜひ何とか造るための努力を不断に続けていきたいというふうに思っておりますので、その思いだけはご理解いただきたいと思います。

○三上議員 議長、終わります。

○議長 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時14分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員